

第65回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第3日）

平成27年3月12日（木曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	石黒 永剛
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	加 藤 逸 生
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	横 山 芳 己	商工観光課長	高 見 寛 治
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	中 石 嘉 勝	南光支所長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	船 曳 寛
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1. 一般質問

午前10時00分 開議

議長（石黒永剛君） おはようございます。昨日に引き続き、早朝よりおそろいでご出席を賜わり、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますようお願いしておきます。

直ちに日程に入ります。

日程第1. 一般質問

議長（石黒永剛君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名いたします。

まず、13番、平岡きぬゑ君の発言を許可します。平岡きぬゑさん。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君） おはようございます。

私は、3項目について質問を行います。13番議席、日本共産党の平岡です。

まず1項目目は、安心して高齢期を暮らせる町へ独自施策の充実をとって質問を行います。

昨年6月に成立いたしました、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、長いですが、これは、要支援者の訪問介護・通所介護を介護保険給付から外し、町が実施している介護予防事業に移行し、また、特養入所を原則要介護3以上にするなど介護サービスを抑制する内容になっています。いっそう介護難民問題を深刻化させるものになるのではないかと。町が計画する第6期介護保険事業計画にあたって次の点について町の見解をお伺いいたします。

- 1、高齢者の実態把握は、どの程度の調査を行われていますか。全ての高齢者の実態把握を実施し、高齢者の施策の推進に役立たせている自治体の例があります。町の実態と、その見解をお伺いいたします。
- 2、社会福祉士などの資格を持つ相談員による高齢者の見守り事業の実施に必要なサービスにつなげていく取り組みの実態はどうなっていますか。
- 3、介護保険料は、給付費が増えれば保険料に跳ね返ってくる仕組みのため、見直しのたびに引き上げられております。保険料滞納者もおられます。高齢者の命と暮らしを守るために一般財源の繰り入れで介護保険料の引き下げを求めますが、いかがですか。
- 4、特別養護老人ホーム建設は計画しないとの判断と聞いておりますが、特別養護老人ホーム入所待機者問題をどう考えておられるのか。実態調査を行い施設整備をはかるべきだと思いますが、いかがですか。
- 5、学校などの公共施設跡地を福祉施設として活用するなど、町として公共施設跡地活用の提案を具体的に行うべきではないかと思いますが、いかがですか。お伺いします。

6、平成 27 年 8 月から、介護保険の利用料は、所得によって 1 割から 2 割に引き上げる。また、低所得者が施設を利用する場合の食費や居住費を軽減する補足給付の縮小・打ち切りも行われようとしています。現在、福崎町ではホームヘルプサービスとデイサービスの半額補助を行っており佐用町独自に実施する考えを伺います。

7、総合支援事業移行は、現行水準を継続させることや、サービス移行は、本人の意向を尊重することが大切だと思います。町の予定をお伺いいたします。

この場からは、1 点目の項目について質問を行いました。よろしく願いいたします。

議長（石黒永剛君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日も 5 名の議員の方から一般質問の通告をいただいております。どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

まず、今日最初の平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

平岡議員からのご質問、安心して高齢期を暮らせる町へ独自施策の充実をとということについてのご質問でございます。

まず、第 6 期介護保険事業計画では、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年に向けて地域包括ケア計画として位置づけ、第 5 期介護保険事業計画で取り組みを開始した地域包括ケアシステム構築のための取り組みを継承、発展させるとともに、在宅医療・介護連携の推進や地域支援事業を積極的に取り組むことにより、町と住民が主体となった地域づくり・まちづくりを本格化する期間として事業計画を策定をいたしております。

まず、1 点目の高齢者の実態把握はどの程度の調査かについてでございますが、町ではひとり暮らし高齢者や認知症の疑いのある高齢者がどのように生活をされているかを把握し、必要なサービスや支援を検討するため、実態把握調査を行っております。この実態把握調査は、地域支援事業として毎年実施しており、実態把握調査表及び、基本チェックリストにより行っております。

特定健診の受診者のうち、65 歳以上の方や佐用町社会福祉協議会へ委託しています体験デイサービス事業に参加をされた方を対象に、厚生労働省から示された基本チェックリストの 25 の項目のうち、何項目かに該当するものを 2 次予防対象者として選定をいたしております。

また、地域包括支援センター及びブランチによる高齢者の訪問を行い、実態把握調査表及び、基本チェックリストにより、本人や家族等からの聞きとりにより、家族構成や病歴、日常生活の動作、社会的活動等を調査をし、あわせて厚生労働省から示された基本チェックリストの 25 の項目のうち、何項目かに該当するものを 2 次予防対象者として選定をいたしております。

平成 25 年度特定健診での把握で 101 名、佐用町社会福祉協議会へ委託による把握で 447 人、地域包括支援センターの職員等の訪問による把握で 114 名の合計 662 名の 2 次予防対象者を把握しております。

これらの結果により介護予防教室への参加が必要な方に対しては、教室等への参加案内を行い、また、個別のケースで支援が必要な方には、地域ケア会議等を開催して高齢者に必要な支援を行っております。

2 点目の社会福祉士などの資格を持つ相談員による高齢者の見守りについてでございますが、町では、地域包括支援センターに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の 3 職

種を配置し、総合相談支援業務等を行っております。

平成 25 年度は、電話、来所、訪問等で 1,833 人、延べ 2,894 名の相談件数がございました。

相談内容により、介護サービス利用の支援や介護保険以外の保健・福祉サービス利用の支援として食の自立支援、訪問理美容、もの忘れ健康相談等の事業へとつなげております。

高齢者が住みなれた地域で安心して生活ができるように、介護サービスをはじめ、さまざまな福祉サービスが高齢者のニーズや状態により提供される必要がございます。

医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現させるためには地域包括支援センターの役割が大きく、今後は人員体制も業務量に応じて適切に配置するなどの機能強化を図る必要があると考えております。

3 点目の介護保険料の引き下げを求めるがどうかということについてでございますが、介護保険制度は、町が保険者となって運営をしており、40 歳以上の方が加入者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要になった時に費用の一部を支払い、各種のサービスを受ける仕組みでございます。

介護保険は、50 パーセント保険料で、残りの 50 パーセントを国が 25 パーセント、県が 12.5 パーセント、町が 12.5 パーセントの負担割合となっております。

第 6 期介護保険事業計画においては、国の第 6 期保険料設定の基本的な考え方を踏まえ、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料の所得段階を設定し、さらに低所得者の負担軽減に配慮した保険料額を定めようとしたしております。一般会計から法定外の繰り入れにつきましては第 5 期までと同様に第 6 期におきましても行う予定はございません。

4 点目の特養の建設は計画しないとの判断と聞くが、どうかについてでございますが、特別養護老人ホームの申込者の調査は、毎年 6 月に実施をしております。町内で特別養護老人ホームの入所を申し込まれている方は、平成 26 年度では、現在 211 人おられ、入所につきましては各施設の入所検討委員会において決定をされております。

また、特別養護老人ホームの建設は、県が施設整備、指定、認可等の事務を行っており、平成 27 年度は、本町の施設整備計画は予定はされてございません。本町では、現在、施設全体で 283 床あって、被保険者 1,000 人当たりのベッド数割合が県平均の 16.1 に比較して 44.9 となっております。他の市町と比べて、床数、ベッド数割合が非常に高く、特別養護老人ホームの施設整備は、難しいと考えております。

ただ、町内の特別養護老人ホームの中には、町民の施設入所割合が低い施設もございますので、入所待機者を少しでも減少させるために、町民の入所を積極的にしていただくよう、お願いをしているところであります。

5 点目の学校などの公共施設跡地を福祉施設として活用するなどということについてでございますが、第 6 期介護保険事業計画策定の運営協議会において、第 6 期事業計画期間中の介護保険施設等の整備数の設定については、議論がありましたが、4 点目で申し上げましたように、入所施設等の整備は、今回、計画はされてございません。

ただし、今後、認知症高齢者が増加傾向にあることなどが想定されておりますので、認知症対応型共同生活介護の整備等、地域に必要なサービス基盤の整備を検討し、第 7 期の事業計画に反映させようと考えております。

6 点目の介護保険の利用料は、所得によって 1 割から 2 割に引き上げられるということについてでございますが、この度の改正は、相対的に負担能力のある一定以上の所得の方に対しましては、自己負担割合を 2 割といたしますが、月額の上限があるため見直し対象者が必ずしも、これまでの 2 倍になるわけではございません。

ただし、高額介護サービス費の限度額の見直しも行われ、高額限度額が上がりますので、利用者負担も若干は上がるというふうに予想をされております。

補足給付の見直しにつきましても、福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平があるため、資産を勘案する等の見直しが行われたものでありまして、議員が言われる打ち切り縮小とは考えておりません。

7点目の総合支援事業の移行についてでございますが、介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、要支援者1及び2の方を対象に、従来は予防給付として提供していた全国一律の訪問介護及び通所介護を、事業の円滑な移行を行うための猶予期間を活用し、平成27年4月1日の施行日を、猶予期間を設けて平成29年3月31日までに体制が整い次第移行したいと考えております。

また、元気な高齢者を社会的弱者として位置づけるのではなくて、地域の担い手として位置づけ、地域の実情に応じて地域づくりや自治会、ボランティア等、多様な主体が参画し連携を図るとともに、元気な高齢者が地域において、訪問・声かけ・見守り・家事援助といった、多様なサービスを充実することで、地域の支え合いの体制づくりを推進をし、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを目指しております。

以上、最初のご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 再質問を許可します。

13番（平岡きぬゑ君） まず、最初にお尋ねした実態調査の関係なんですけれども、具体的に毎年把握しているということで、この計画に向けた、そういった長期的な実態把握ではない説明があったかと思うんですけれども、町のほうに議会だよりなどで資料として見せていただいたもので、鳥取県北栄町で65歳以上の高齢者全員を対象にして、郵送によって実態調査を行い、そしてその調査の結果を分析して、町のいろいろ介護事業、元気で高齢者が多い町を目指してということで、地域で暮らしていける、そういったことにつなげていくための調査を行っている事例なんかの紹介がありました。

介護予防に移行していくという、国の方針もありますけれども、実際に地域で暮らしている高齢者の方の状況、町が今、やっている調査の内容だと、そういった予防が必要な対象者というふうな限定されたような内容かと思うんですけれども、元気な人も含めて、年齢で区切って全高齢者を対象にした実態調査というのは、そういう私が言った北栄町は、小さな町ですけれども、一方で、東京都港区なども高齢者の人口が3万9,600人という大きなところなんですけれども、そこでも高齢者の実態調査を行って、高齢者のいろいろな支援につなげていっているという例なんかも紹介されているのを、いろいろ資料の中で学びました。

そういうことで、決して全高齢者を対象にした実態調査というのは、どこでもできる調査かと思うんですけれども、取り組まれるというような考えはありませんでしょうか。お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） そういう調査をされているところもあることは、今、お聞かせいただきましたけれども、元気な方につきましては、それぞれ地域で、いろいろと活動もいただいておりますし、やはり町といたしましても、まずは、そうした要望、また、ケアが必要な方を、やはり重点的に調査をし、把握をして、その対策を進めていくと。

当然、今、この調査なり、そういう事業に当たっている職員も限られた職員でやっていかなければなりません。町職員だけではなくて、社会福祉協議会等も当然一緒になって進めているわけですけれども、そうした中で、できる限り、そうした本当にケアの必要な方々をしっかりと把握をしていくということ、このことを重点的にやっていく必要があると思います。

ただ、元気な方も、当然、またいつか年を重ねることによって、いろいろと障害、そういう体の変化ということが生まれてきます。それは、今、話の中で、そういう人を早く見つけるといふ、そういう取り組みも、今、進めておりますので、元気な方を含めて、全員をすれば、それで逆に全体がきちっと把握できるかという、なかなかそうではないというふうに思いますので、町の今の取り組みを、さらに充実をしていくことが、まず、大事かというふうに思っております。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） もちろん、ケアが必要な人を把握して、そして対応していくのはもちろんなんですけれども、元気で住まいをされている方にとっても、これから必要な心身の機能が低下していくことを、少しでも遅らせていくことなど、予防していく上で、いち早く発見をして、適切な対応をしていくという意味で、限られた職員でやっているからということも、その理由の一つとして、できない理由として挙げられましたけれど、ぜひこれから高齢者も増えていく状況がありますので、そういった取り組みも視野に入れてつなげていってほしいと思うんです。

で、特に高齢者の関係で、実態把握については、そういうことでよろしく願いいたします。

考え方としては、今の状態を堅持していくということで、全町民の 65 歳以上の方を、全町民の実態調査ということについては、今のところ考えていないということなんですか。改めて伺います。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） 改めて伺われても、今、答弁させていただいた趣旨をご理解いただきたいということであります。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） あと実態調査、それで各家庭の調査にあたって、社会福祉士などの資格をもつ職員による高齢者の見守り事業というの、包括支援センターの大事な仕事ではないかと思うんですけれども、実際には、先ほど人員体制の強化も図っていきたいというふうに言われましたので、今の状態を、さらにどんどん充実していくという方向だろうとは思いますが、具体的には、人員体制については、今、3 人の配置ということなん

ですけれど、どのように考えておられるのでしょうか。伺います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 森下健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） お答えします。

包括支援センターは、先ほど町長のほうから答弁がありましたように、センターには保健師、社会福祉士、それから主任介護支援専門員の3名で、今現在、町内全域をカバーしながら、それぞれ社会福祉協議会等々と、町健康福祉課の老人福祉、高齢福祉の担当者と調整しながら進めておるわけでございます。

その中で、3職種につきましては、先ほどありましたように、非常に国のほうも大きな流れ、介護保険法の改正によりまして、大きな流れがきております。

また、先ほど言われておりますように、高齢者の団塊の世代等も含めて高齢者の率等も佐用町は既に35パーセント前後ということでありまして、国もここ十数年では、そういった比率になろう。そういう中で、各地域の各市町村の包括支援センターについても、やはり職種の充実ということを図ろうとしている。その中で、私どもの第6期の介護保険計画の中でも、その3職種の具体的な年度計画は介護保険計画には入れておりませんが、増員、各種目、各職種、増員を図る計画を、この3年間でやっていきたいということで計画をしているところでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） ぜひ、増員していただいて、包括支援センターの本来の活動が充実できるように進めていっていただきたいと思います。

それから、特養の建設の関係については、先ほど県下の数値からして充実されているから、考えはないというか、そういう計画がないというご回答だったんですけど、そこで特養に入れられない、入所できない人の実態について伺いたいですけれども、そういう施設が充実しているとはいえ、まだ、入所できない人、待機者がいるという報告も受けております。具体的には、数字的にですけど、どれぐらい町内で待機者がおられるのか。その数と、それから、その方々に対する対応については、どのように考えておられるのか、伺います。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） いわゆる特養に申し込みされて、待っておられる方。正確な数字というのは、なかなかつかみにく点があるんですけども、ただ、この今、こうした介護が非常に重度の方で、家庭での介護ができないというような状況の方も、この特養施設、特別養護老人ホームだけではなくて、老健施設と言われる施設、それから病院での施設、長期の入院という形、そういう形で、いわゆるベット数282という特養のベッド数だけではなくて、そういう施設も実態的には、そうした入所施設と同様の役割を果たしている部分

があります。

また、小規模多機能の介護施設においても、短期の宿泊という形での介護も実態として継続してやられておりますので、ですから、本当に実態として家庭でずっと介護されて、待機を待っておられる方というのは、なかなかつかみにくい。

また、数字で出ているだけが、そのままがそうではないという実態は、私はあると思っております。

あと、詳しいところは担当課長のほうから答弁させます。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 森下健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 先ほど、町長の答弁の中にありましたが、毎年6月に行っております調査によりますと、211名ということで、数字的に挙がっております。

この数字につきましては、要介護1から要介護5までの全ての方を対象にしておりますので、そうした数字が挙がっておりますが、現在のその方々の家庭の状況と、それから体の状況等も踏まえまして、階層が3つに分れて報告になるわけなんですけど、その中で、特に入所の必要性が高い方、211名中48名いらっしゃいます。48名の中も介護度が1から5まで、それぞれ分れております。その中で、中度から高、重度ですね、要介護3、4、5の方を合計しますと38名。その38名の方なんですけど、それぞれ在宅の方、既に病院にお入りになられている方、その他介護保険施設等に入所されている方もいらっしゃいますので、それぞれ分れるわけなんですけど、その中で、やはり入所の必要性が高い方は、在宅の方と判断すれば、3から5の3区分で13名の方が今現在、緊急性の高い入所待機者ではないかなというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 最終的には13人残ると言ったらあれですけど、緊急に必要なんだということなですけど、特養の空き待ちではなくて、老健施設であるとか、病院施設、ほかの施設で対応できるんだということで、これは解決できる人数だというふうになっているんですか。

特養は、所得が国民年金なんかの受給者の方でなかなか最終に介護状態になった時に、最後まで入所できるというのが、特養のホームしかないのが、そういう点では、この13人の町内の方については、十分対応できるということになるんですか。今ある施設を増設していくとか、そういう充実していくという方向も、私は必要だと思っているんですけど、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） ですから、今、説明しましたように、十分対応できるとは言っていないんです。

ですから、そういうやむを得ずというところもあったり、そういう施設のいろいろな工夫によって、その現状を少しでも改善するように、今、対応しているということでありませぬ。

ご家庭で、本当に介護をされている方、本当に御苦勞をされていると思うんですけども、そういう中で、数字の上では、今、課長申しましたように、13名という方の数字になってますけれども、実際にはそれが、もっと少し多いのか、経済的な面もあります。

それから、そうした特養施設じゃなければ、期限的に、いつまでもおれないという不安もあったり、できるだけ安定して、しっかりとした、いつまでもある程度、施設として介護できる施設に入所したいという希望は、それぞれ持っておられる。その数字が200何名になってくるわけですけどもね。

ですから、町としても、そういう施設の必要性というのは感じます。特養ですね。ただ、これは町だけができることではなくて、認可を受けなきゃいけませんし、そういう県下全体の、今、施設の整備実態から見て、佐用町内における新しい施設の建設、増床ということは、難しい状況だということを、このへんほかとの比較の中で、これはご理解をいただきたいし、私たちが理解せざるを得ないと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） あと、介護保険料の利用料の関係で、町の助成の関係なんですけれども、現在、先ほど質問の中で出した福崎町の場合、ホームヘルプサービスとか、デイサービスの半額助成を行っている実態があるんですけど、佐用町は、こうした介護の利用について、助成していくというような考えはありませんか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） （聴取不能）。健康福祉課長。

議長（石黒永剛君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） ございません。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡さん。

13番（平岡きぬゑ君） ないというのは、そういう要望がないということなんでしょうか。必要がないというふうに判断されていることについては、どういうことなんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 福崎町の場合、今、例を挙げられましたけど、通所リハ等の種別を特化した利用者負担軽減助成制度、訪問介護と通所サービスというふうにホームページには出ております。

なおかつ、軽減対象者の要件等も5項目ほどに分けてあって、それぞれクリアする中で要件対応して、ましてやその種目だけと、そのサービス業務だけということ、特化しております。この理由づけは、僕も福崎町に聞いてないので、よく分からないんですけど、じゃあ入所は軽減ないのかと。地域密着は軽減してないのかというふうになりますので、何らかは福崎町はあろうかと思っておりますので、特に、佐用町の場合も、そしたらそれに特化するのか。いや、全体の軽減をするのかということになりますと、これ全体のことに、やっぱりかかわってこようかと思っております。

冒頭でも、答弁の中でもありましたように、やっぱり50対50。保険料とそれぞれの皆様方の保険料、それから国、県、町の財源の中で運営している、やはり、その中で取り組む介護保険制度ではないかと思っております。

その中で、国全体が答弁にもありましたように低所得者に対する軽減施策というのは、今回の法改正で一部段階的に軽減策を、これから繰り入れていくと、取り入れていくということはお説明したとおりでありますので、そういった国の施策に基づいて町のほうも考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） すいません。介護の問題については、多分に国のほうの方針が反映して末端までくるわけですが、高齢者のその介護保険の関係については、全産業の中でも最も雇用誘致効果が高い分野ですし、介護従事者の処遇改善とか雇用の拡大、所得、消費活性化の好循環をもたらす、そういう職種でもあります。介護施設そのものの増設というのは、地元の産業の仕事を増やしたり、関連産業の生産も誘致したりと、地域にとっては、非常に地域密着型の公共事業でもありますし、そういう点で、今後も介護充実のために努力してほしいことを要求しておきますので、よろしく願いいたします。

安心して高齢期を暮らせる町への独自施策の充実ということについては、まだ、第6期計画の事業内容について詳しく聞いておりませんので、その後、また、質問したいと思います。

以上で、この件については終わりたいと思っております。

次に2つ目の第3次町行財政改革について質問を行います。

平成27年度から32年度までの6年間の改革大綱は、人口の急減少の分析が行われず、地方消滅論が基本になっております。改革案について、町長の見解を問うものです。

1、ごみ収集業務など役場業務の民営化、支所・出張所機能の見直し、投票所の削減など住民サービスの切り捨てはやめるべきだがどうか。

2、住民サービスを向上させるために、基金の有効活用を行い学校給食費無料化、保育料の無料化など子育て支援。住宅リフォーム制度など積極的な福祉・教育・産業施策を行い、魅力あるまちづくりにすべきではないか。昨日の質問でも重なる部分があるかと思いますが、よろしくご回答をお願いします。

3点目、住民サービスの低下につながる職員の削減は行わず、住民サービスに必要な職員の確保をすることについて伺います。

4つ目に、住民への周知のために、この行革内容について、住民説明会を行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。伺います。

議長（石黒永剛君） 町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目の質問にお答えをさせていただきます。

第3次町行財政改革についてというご質問であります。第3次行財政改革大綱につきましては、現大綱であります第2次大綱が、今年度末までの計画期間となっておりますので、昨年度から改定の準備を進めてきたものでございます。この大綱の主な目的は、新たな行政ニーズに対応していくために、さまざまな「しくみ」を改革し、歳入確保や歳出の適正化等を行って、持続可能な町政を構築していくための、大きな方向性を示すことにあります。

地方消滅論が基本となっているとのご指摘でございますが、日本創成会議の消滅という言葉が無批判に受け入れているわけではございません。仮に2040年に町人口が1万人程度になったといたしましても、そこには人々の暮らしがあり、コミュニティがあり、決してまちが消滅するわけではないと思います。町といたしましては、消滅可能性自治体の一つに数えられたことを、有意な警鐘として受け止め、地方創生の取り組みを進めながらも、持続可能な町政を構築していくために、行財政改革の取り組みを推進してまいり所存でございます。

以上の点を踏まえたうえで、まず、1点目のごみ収集業務など役場業務の民営化、支所・出張所機能の見直し、投票所の削減など住民サービスの切り捨てはやめるべきではないかという点と、2点目の住民サービスを向上させるために基金の有効活用を行い、学校給食費無料化や保育料の無料化など子育て支援、住宅リフォーム制度など積極的な福祉・教育・産業施策を行い、魅力あるまちづくりにすべきではないかのご質問でございますが、既に、これまでも予算等でご説明申し上げましたように、第2子以降の保育料無料化や、学校給食の内容充実及び負担軽減等の子育て支援施策につきましては、平成27年度当初予算案に盛り込み、今議会においてご審議いただいているところでございます。このような施策に踏み切れるのも、これまでの様々な行財政改革の取り組みが、一定の成果を挙げたことにあるというふうに認識をいたしております。

ご質問の民間委託等の推進や、本庁・支所・出張所等の機能の見直し、選挙事務の効率化につきましては、確かに当大綱に基づく個別実施計画に改革項目として挙げておりますが、今後も発生するであろう新たな行政ニーズに対する財源を確保し、持続可能な町政を構築していくためにも、既存事業や従来組織を常に見直していく姿勢が必要であるというふうに考えております。

この大綱については、ご質問の改革項目に限らず、こういうことに取り組んでいこうということを示しているわけでありまして、各個別の改革項目の見直しの際には、各方面からのさまざまなご意見を改めて伺いながら、慎重に進めていかなければなりません。そのため、それぞれの項目が何年でできますといったことを、現時点で決定しているわけではございませんので、改革の方向性を示しているものとして、今回の大綱をご理解いただき、ご覧いただきたいと思います。

次に、3点目の住民サービスの低下につながる職員の削減は行わず、住民サービスに必要な職員の確保をすることについてどうかということのご質問ですが、これまでの行財政改革の取り組みにより、現在職員数につきましては、合併当初と比較いたしますと、平成

25年度末で90人弱削減をいたしました。しかし、総務省の調査による類似団体と単純に比較いたしますと、現状においても佐用町は職員数が多いという状態になっておりますが、これには、類似団体の選定方法、町域面積の大小、支所等の数、福祉施設などの町運営の施設の数、また、ごみ収集の直営等、さまざまな特殊な事情も介在をいたしておりますので、単純に比較できるものではございません。また、充実した町政を実現するためには、今後もマンパワーが必要なことは、町といたしましても十分認識をいたしております。今後も、地方交付税を中心とする国の地方財政対策の動向を注視しつつ、町の特殊事情にも可能な限り配慮しながら、適正な職員の配置について検討をしていきたいと考えております。

なお、現在、平成27年度以降を計画期間とする第3次佐用町定員適正化計画を策定中ですので、当面の職員数の目標については、この計画の中でお示しをする予定でございます。

次に、4点目の住民への周知のために住民説明会を行うことが必要ではないかとのご質問であります。この行財政改革大綱の改定にあたりましては、特別職及び課長職で構成する行財政改革推進本部が中心となって準備を進めてまいりましたが、それ以外にも、全職員を対象に職員提案を募集し、さらに中堅職員を中心としたワーキングチームを組織して、検討を進めてまいりました。また、住民参画の観点から申し上げますと、住民の代表として10名の委員で組織する行財政改革推進委員会でご検討をいただき、また、昨年末の議会全員協議会での報告・意見交換を経まして、先月には、大綱案についてパブリックコメントも実施をしたところでございます。なお、先ほども申し上げましたとおり、この大綱につきましては、持続可能な町政を構築していくために、こういうことに取り組んでいこうという、大きな方向性を示しているものでございます。そのため、住民説明会の開催については予定はいたしておりませんが、行財政改革の進捗状況は今年の広報4月号にも掲載をいたしており、また、大綱の策定については、来月号の広報やホームページにも掲載をする予定といたしております。今後も引き続き、町民皆さんへのさらなる周知も図ってまいりたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 第3次行財政改革については、あくまで方向性を示しているものであるという説明なんですけれども、いろいろ方向性が出されている具体的な個別の項目については、住民生活にとってサービスが後退する内容も多々あります。そういう点で、結果を報告するのではなく、一緒に課題について議論して方向性を定めていくということも必要だと思うんです。

それで、説明は十分にされたということで、報告があったと思うんですけれども、その一つにパブリックコメントなども実施しているということだったと思います。

パブリックコメントについては、一般的にですけれども、大綱を示して、それについて意見を募集するということなんです。その募集されているものを説明なくというか、それにたけている関係者、町職員であるとか担当者の方は、よく内容が分かると思うんですけれども、なかなかそれを熟読して、理解して、意見を述べるというのは難しいなと思うんです。

実際、その意見を出されたパブコメの結果もばつとは見ましたけれど、よく書かれてい

るなという方がありましたけど、件数にすると数えたら分かるんですが、この結果、どういふうにパブコメの実施した結果は、どうなりましたか。お尋ねします。

議長（石黒永剛君） 答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵道典章君） こういう計画だけじゃなくて、町がいろいろと新しい計画を行って、策定をしていく中で、今、行政において、いろいろな国においても県においてもパブリックコメント、住民の方のご意見をお聞きするという、そういう機会を設けております。

ただ、どのパブリックコメント見ても、その計画そのものが非常に難しい面がありますし、資料も計画そのものが膨大なものになってくると、なかなかこれに対して自分の関係する部分については、意見も言えますけれども、誰においても十分に全体を見て、これに対して的確に意見を言い、また、そのコメントを呈するという事は難しいと、でき得るものではないというふうにも思います。

そういうことで意見を、コメントをしていただける人というのは、今回でも、そんなに数は多くなかったと思いますけれども、しかし、町民の皆さんの中には、そういうことに非常に興味を持ち、また、いろいろと勉強をして意見もいただいている方もいらっしゃるわけで、そういう方に対しましても、町としてもちゃんと、それに対しての回答をいたしております。

これは社会の制度としてやむを得ないというふうには私は思います。

一番、そういうことで、町民の行政そのもの全てが、そういう機会というものは当然、広くつくらなきゃいけませんけれども、町民の皆さんも、それに全てかかわってきて、時間をとって研究して、そのことで自分の生活という、それぞれの生活、忙しい中で、それにかかわることは非常に難しい。そのために、こうして議会代表制という形で、町民の代表の議員が選出をされて、そこで協議をして、審議をして議決をいただくという、この民主主義の制度ですね、この点は、皆さんもこれをご理解をいただいているものと、私は思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） 住民の人もいろんな知恵、力を持っておられるので、その方々に直接意見を聞かせてもらう場というのは、私は必要だと思うんです。

それで、パブリックコメントが済んだからそれで終わりではなく、また、広報でお知らせしたからそれで終わりではなくて、やっぱり言葉できちんと説明することによって、また、帰ってくる質問とかもたくさんあると思います。

ですから、住民に対して大事な問題の時には、説明会を行うというのは、町もこれまで4年に1回ぐらいの感じでやられていたんですけど、町長の懇談会というのは、そういう機会ではなくって、毎年、今回のように行革の問題など、テーマを決めて住民に直接説明していくというのは、全てのいろんなことにかかわる問題を網羅していますから、大切だと思うんですけど、それは、以前も懇談会の必要性は提案したことありますけれど、

今の考えとしては、どうでしょうか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 今回の大綱の策定につきましては、その大綱の意味、性格の中で、こうした取り扱いで、私は、それぞれ各説明会をして、説明をするということまでは考えておりません。

説明会を、じゃあしたら、住民の方みんなに、それが知っていただけるか。皆さんに、全員の人に説明をするということは、これは無理なです。説明会を開催しても、そこに出席していただける方というのは、それは住民の方の中で、限られたわずかな方になってしまうことは、これは今までの、それぞれいろんな説明会でも、そういうことが、これはやむを得ない実態だと思います。

そういう中で、町として一番大きな媒体としては、町広報という中で、丁寧に説明をしていく。これをやっぱり見ていただいて、また、ご意見をいただくということも、これは大事です。

そのご意見については、いつでも町としては、それをお聞きする、その姿勢は十分持っておりますので、そういうことで、よろしくお願ひしたいと思います。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 言われるように、懇談会しますということにしても、全員が寄られるわけでも、もちろんありません。

けれども、その姿勢として、そういうことを、ちゃんと知らせていこうとする町の態度というのを示すというのは大事だと思いますから、それで全てOKということではないんですけれども、住民に対して、きちんと説明していく機会をたくさん設けるということは大事だと思いますから、今後とも住民に対しての説明を十分にしていくという姿勢をとってほしいなと思います。

それでは、3項目目に質問を変えます。

連携中枢都市圏構想について、3項目目、質問いたします。

2月13日に姫路市は連携中枢都市宣言を発表しました。国の地方創生が掲げる集約化は、公共施設や行政サービスを拠点となる中心自治体に統廃合し、身近な住民サービスの低下と周辺部の切り捨てを進め、地方の衰退を加速するものと危惧する声があります。佐用町の対応について伺います。

その1、連携中枢都市圏構想に対し、特に一極集中で周辺地域、佐用町など切り捨て問題について、どう考えますか。町長の見解を伺います。

2つ目に、国からの財政措置はどういう流れになりますか。

3点目、連携協約の個別内容について、事業案にある防災や公共交通の充実は必要な事業であると思いますが町の計画内容について、よろしくお願ひいたします。

議長（石黒永剛君） 町長、答弁願ひます。

町長（庵途典章君） それでは、連携中枢都市圏構想についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の連携中枢都市圏構想に対し、特に一極集中で周辺地域の切り捨て問題についてどう考えるかということですが、この制度は、我が国の人口減少、少子高齢化社会に対応し、地域を活性化し、経済を持続可能なものとして、国民が安心して快適な暮らしを営めるようにすることを目的にしたものでございます。

本制度の最も重要な目的は、中核性を備える中心都市が、近隣の市町と連携をし、経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上の三つの事業を展開し、一定の圏域人口を確保しながら、地域の社会経済を維持する拠点を形成することであろうかと思えます。

また、財政措置においても、圏域全体のために実施する取り組みに対して行われるものであり、平岡議員ご指摘の周辺地域の切り捨てとは異なるものであるというふうに考えており、そのように、また、なってはならないというふうに考えております。

それぞれの具体的な事業につきましては、今後検討が行われますが、姫路市を中心に、他の連携市町とともに、播磨圏域の均衡ある活性化につなげていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の国からの財政措置はどういう流れになるのかとのご質問でございますが、連携市町に関しましては、特別交付税措置が行われます。特別交付税措置は、通常12月と3月の年2回の交付があり、それぞれの交付前に、県から対象事業費等の照会がある予定です。

このたびの連携中枢都市圏構想にかかる特別交付税措置に関しましても、そのような事務上の流れの中に含まれているというふうに伺っております。

次に、3点目の連携協約の個別内容について、事業案にある防災や公共交通の充実が必要な事業であると思うが町の計画はどうかとのご質問ですが、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する減災の考え方を基本に減災対策の推進を行っているところでございます。そのため各集落における自主防災の組織化と訓練の推進を図っているところであり、平成26年度では9月7日に自主防災組織リーダー研修会として、東日本大震災発生時に、釜石の奇跡を起こしたといわれる群馬大学の片田先生においでをいただき、想定を超える災害にどう備えるか。また、求められる主体的な自助・共助と題してご講演をいただいたほか、2月21日には集落単位小規模で実施できる防災訓練の方法等について、兵庫県防災士会の安田防災士から教わったところでございます。

それとともに町では、自主防災組織の訓練に対して補助金を交付することで、自主的な防災訓練に取り組んでいただき、被害の防止及び軽減を図ることに努めております。

また、姫路市を中心とする13市9町で組織する播磨広域連携協議会におきまして、播磨広域防災協定を、昨年4月に締結をしております。協議会では、広域的な防災訓練を実施しており、今年度は、山崎断層帯を震源とする大地震が発生したことを想定し、人員や物資の要請などを行う情報伝達訓練を行っております。防災の取り組みに関しましては、平成21年台風第9号災害を経験した被災町として連携中枢圏域内におきましても、継続的に情報の発信を続けてまいりたいと考えております。

また公共交通に関しましては、ご存じのとおり、JR姫新線沿いの姫路市、たつの市、佐用町で姫新線利用促進・活性化同盟会を組織をし、さまざまな活動を行っております。先日、神戸新聞でも報道されましたが、姫新線にSL列車を走らせるという夢のような事

業の調査研究費を県が予算化を 27 年度されましたが、姫路を中心とした広域圏に属することで、実現にさらに一步近づくのではないかというふうにご期待をいたしております。バス事業につきましても、既存のコミュニティバスやさよさよサービスの運行を連携中都市圏のネットワークの一部として組み込んでいただくことができれば、利用者数や交流人口の増加にもつながるのではないかというふうにご考えております。

以上、簡単であります、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 今のご回答の中で一極集中について、周辺町が切り捨てられるという事になってはならないということだというふうにご回答されたんですけど、実際、この連携中都市圏構想そのものが、これからどういうふうになるんかという、ちょっと不安として、全国的に言われているところで、公共施設とか行政サービスの拠点の統廃合が進められるというふうに、説明にあるんですけど、具体的にこういう、あつてはならないと考えていると町長言われたんですけど、全くそういう、この連携することによって、そういうこと起こらないんですか。そのようになっていくんだというふうにご説明を、こういうものなんですよという説明があるんですけど、それは、全く違うことなんですか。

住民の声で、そういうことになると反映されなくなる。自分たちのまちじゃない連携したところでのサービスを受けるようになるという、その自治体で住民にとっては広い範囲で供給、いろんなサービスを受けることになるんですけど、そのことは、結果的には末端を切り捨てていくことにならないのかなど、不安に思うんですけど、その点、もう一度お願いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 構想の中に周辺のいろんな施設を統合して、一極に集中するというような方向が書いてあると言われますけれども、そういうことが、どこに書いてありますか。

そういうこと、私は書いてないというふうにご思っております。

当然、この連携中都市圏構想というのに当たっては、一つは大きくは、私は東京一極集中、そういう大きな日本の国の今のあり方というものを、地方全体にもう一度、それぞれ活性化、地方に拠点都市というものを形成しながら、その一極集中に歯どめをかけるということが大きな、私は目的もあると思っております。国としてはね。

ただ、地域としましては、現在でも、その地域のいろんな経済活動の中で、一つの拠点、圏域を形成した中で、活動がなされております。

ただ、それは、なかなかこれまで、各市町が独自に、やはり自分の町のことを中心に考えながら、いろんな事業なり施設をつくったり展開してきたところがあるわけですけども、今後、佐用町においても、人口も当然減少する。佐用町だけではない。圏域全体でも、そういう状況になっていく中で、効率的に、やはり行政サービス、また、地域のいろんな活力というものを維持していくために、地域と一緒に連携をして協力していきましようという考え方ですから、ただ、そういうこれは方向性、考え方であつて、具体的な、一つ一

つの、これからの事例、事業等については、佐用町の行政改革大綱と同じように、これからまた、その状況の中で検討をしていく。計画をしていくことであります。

そういうことで、全て一極集中して、姫路市に、例えば施設が集中していくんだということでは、当然ありませんし、佐用町においても全ての機能を、佐用町だけで、それを維持していくという、もっともこれを充実していくこと自体は無理なところが、当然、あるわけですから、その点は、うまく利用して、お互いに圏域として活用できれば、住民にとっては、それは大きなプラスになることではないかなと思います。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） 私の危惧するという内容については、全面的に否定されて、その住民の声がちゃんと反映されて、よりプラスになっていくんだという方向で考えているという町長の見解なんですけれど、その町長の見解どおり、そのようになることを願うわけなんですけれども、身近なサービス、先ほどもちょっと微妙に言われたんですけど、これ以上、佐用町でいろんな整備をしていくことは無理だからということで、広域でした拠点施設を充実することによって、将来的に末端のそういう整備をしていかないうことで、拠点のところが充実されていくという方向に流れていくのではないかとされているので、今、明日とか、そういうことではないんですけれど、そういう危惧があるということで、必ず住民の、そこに住んでいる人たちの声がちゃんと反映できる、そういったものになるように充実していく内容、防災の関係とか、公共事業なんかもちろん、公共的な線路とか鉄道とか、バス路線とか、そういうものは公共的なつながりのあるものですから、それは当然、必要な連携をしていかなければならない事業ではありますので、充実が必要だというふうには思いますけれど、そういう点で、また、これから十分行革もそうですけれど、内容については、住民と一緒によく監視をしていきたいなというふうに思います。

それで、一つ聞きたいのは、国からの財政措置についての流れについてお尋ねしているんですけれど、具体的に連携することによって、佐用町には、数字的に先の議員協議会だったと思うんですけれど 1,500 万円ですか、財政措置がされますという報告は聞いたかと思うんですが、それを正確に、ちょっと説明してほしいんですけれど、連携協約結ぶことによって、佐用町に来た 1,500 万円ですか、その金額は連携したところに、また行くんですか。ちょっと、その点、説明をお願いします。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） この協約によって、国から措置されます財源措置は、中枢都市になる姫路市については、そうじゃないです。その周辺の連携したところについては、1 市町 1,500 万円という形が言われております。

それに対しましては、連携に必要な事業に関連した経費として、また、活用して使っていくということでもありますから、例えば、佐用町におきましては、まずは、例えば交通網、姫新線の今の活性化とか、姫新線の維持とか、また、バス路線の維持とか、そういう今、単独で行っているような経費を逆に、そういうもので賄っていけるということもあろうかというふうに思います。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡さん、あと5分になってますので。

13番（平岡きぬゑ君） つまり1,500万円について、公共交通であれば、公共交通を連携している内容のものに集約して行って、そこで財源で運営していくというふうになるんですか。すいません。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） その財源としても使えるということを行っているわけです。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、平岡さん。

13番（平岡きぬゑ君） まだ、具体的には、もちろん協約を結んで、それからのことになるとは思いますが、1,500万円という金額が多いか少ないか、あれなんですけれど、町の財政からいうと、非常に、そんな多額の金額ではないですから、お金が魅力ということでもないんですけれど、中枢連携都市構想に対しては、一極集中でかつて佐用郡合併して、最初はサービスは高いほうに、負担は引くほうにということの約束で、確かに合併、推進はされましたけれど、結果としては、全国的にもそうですけれど、周辺は、どんどん寂れて行って中心部にいろいろなものが集中していくと、そういうことが具体的にできていますから、連携中枢都市圏構想そのものが、そういう形で広く大きな形にならないように十分注意していきたいなと思います。

以上で、質問終わります。

議長（石黒永剛君） 平岡きぬゑ君の発言は終わりました。
続いて6番、石堂 基君の発言を許可いたします。石堂 基君。

[6番 石堂 基君 登壇]

6番（石堂 基君） 6番議席、石堂 基です。

今回、2項目の質問をさせていただきますが、まず、この場から1点目、新年度における子育て支援制度の拡充について伺います。

人口減少や地域活性化に対する国の取り組みとして、いわゆる地方創生関連による人口減少特別対策事業が示され、佐用町においてもこれに対する新年度における事業が予定されています。

これらの事業効果に期待するとともに、本町における次世代育成支援行動計画、いわゆる後期計画及び佐用町子ども・子育て支援事業計画と連動効果を明らかにするために、次の項目について伺います。

1点目、本年度行われている子ども・子育て支援事業計画の策定状況について、現状で

の概況を示されたい。

2点目、この計画と既に策定が行われている後期計画との関連内容について示されたい。

3点目、新年度予定として、保育園や幼稚園、学童保育関係の保育料の負担軽減や児童生徒を対象とした支援事業が示されていますが、これに続く次の施策の検討は行われているのか。もし、あれば、その内容について伺います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、石堂議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の新年度における子育て支援制度の拡充についてというご質問でございますが、まず、その中の1点目の本年度行われている子ども・子育て支援事業計画の策定状況について、現状での概況を示されたいというご質問にお答えをさせていただきます。

本町では、平成27年度4月から本格的に実施をされます子ども・子育て支援新制度に対応するため、佐用町子ども・子育て会議委員の方々からご意見をいただき、平成27年度から平成31年度までの5カ年を計画期間とした、子ども・子育て支援事業計画の策定を進めてまいりました。

このたび、子ども・子育て会議委員の方々にご承認をいただき、佐用町子ども・子育て支援事業計画が策定をできたところでございます。

この事業計画につきましては、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態や要望、意見などを把握するために実施した、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査で得られた、子育て支援サービスの利用意向などを踏まえ、のびのび佐用 みんなが笑顔で育つまちを基本理念とし、4つの基本目標を掲げております。

第1に、子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり。

第2に、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり。

第3に、子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり。

第4に、子育てと仕事が両立出来る環境づくりの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ってまいります。

教育・保育の提供区域の設定及び量の見込み、提供体制の確保内容、また、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容などを含め、子育てに関するさまざまな施策を盛り込んでおります。

なお、この事業計画につきましては、町ホームページに掲載するとともに関係者に配布・周知し、教育・保育の量的確保、質の高い教育・保育の推進、地域の子ども・子育て支援の充実などに向けた取り組みを進めてまいります。

次に、2点目の、この事業計画と既に策定が行われている次世代育成支援行動計画との関連内容について示されたいというご質問でございますが、本町におきましては、平成22年11月に平成26年度までを計画期間とする佐用町次世代育成支援行動計画、後期計画を策定をし、ともにはぐくみ、ともにはぐくまれる、次世代育成のまちづくりを基本理念として、子育てに関するさまざまな施策を総合的に推進をしてまいりました。

この度の事業計画につきましては、次世代育成支援行動計画後期計画の施策の実施状況の確認と評価、今後の課題についてを整理し、次世代育成支援行動計画後期計画の考え方を継承する計画として、本町の上位計画である佐用町総合計画などとの整合性を図り策定

をしたところでございます。

次に、3点目の新年度予定として、保育園や幼稚園、学童保育関係の保育料の負担軽減や児童生徒を対象とした支援事業が示されているが、これに続く施策の検討が行われているのかというご質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、子ども・子育て支援事業計画には基本理念の実現に向けて、4つの基本目標ごとにさまざまな施策を盛り込んでおります。

今後、これらの施策の展開を図るため、事業の具体化に向け検討を進めるとともに、各施策の実施状況等につきましても、子ども・子育て会議などに報告をし、内容の確認と今後の方向性について意見を聴取するなどの点検・評価を行い、その結果を踏まえて施策のさらなる充実・見直しについて検討を行い、多様な子育て支援サービスの充実及び子どもがのびのびと育つことができる環境づくりなどに、今後とも努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） はい、再質問を許可します。

6番（石堂 基君） 再質問の前に、私、前回もお願いをしたんですけども、私たち議員の一般質問の時間は、所定の30分以内ということで、でき得るならば、効率的な議会の運営ということで、効率的な時間消化をしたいと思います。

私のほうも極力簡潔にということでお願いをしますが、町長のほうにも簡潔な答弁で、その短い答弁で私もなるべく理解するように努力しますので、ご協力のほうをよろしくお願いします。

まず、再質問の内容ですが、ご回答いただいた中で、特に計画の公表についてホームページで掲載すると、あるいはその関係者に配布するということなんですけれども、一つ申し上げたいのは、私、今回、この質問出させていただく経緯、結局、この27年から新たに国においても子育て新法が運用されると、それに伴って、当然各自治体において、この事業計画の策定が26年中に義務づけられやってきたわけで、時期にして、もう3月なので、せめてもう少し早い時期に、こうした計画内容が示され、さらに言えば、その計画内容に示された中で、予算、27年度こういう取り組みをしたいんやという話があるのは本来であるかなというふうなことを思っています。そのことは、もう既に計画がされていることなので、今後速やかに住民の皆さんに公表していただきたいなというふうに思います。

その中で、26年度までの後期計画、これとの関連性で再質問させていただきたいんですけども、後期計画の事業目標の中で、ある程度の検討課題、前期から引き継いだ継承事業については、それぞれ施設数、あるいは運用数を増やすということで継続というふうな形で事業量のところに掲載をされていたかなと思うんですが、後期計画の中で、検討課題として何項目か挙がっていたと思うんですね、5項目か6項目ぐらい。これらの後期計画における検討課題であった事業量について、この新しい事業計画の中ではどのようになっているか。いわゆる26年度中までに検討を行って、新規に取り組むことができたというものであればそれでいいんですけども、その後期の中で検討課題になっていた5項目、6項目だったかなについての内容について示してください。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） その内容につきましては、課長から答弁をさせます。

最初に要請がありました質問に対しての答弁のあり方ではありますが、当然、議員ご指摘のように、非常に答弁が長いということだというふうに思います。簡潔に質問をするから、簡潔に答えてほしいと言われる。当然、そのことは私も心がけるつもりなんですけれども、ただ、やはりご質問の場合、何々についてと言われても、私たちは特に、私のほうも皆さんに、議員の皆さんにお答えするという事は、町民の皆さんにお答えをする中で、やはり内容を正確に、それから丁寧にという、分かっていただけのようにということの思いがありますから、どうしても答弁は長くなる。質問に比べて長くなるのは、これはご理解をいただきたいと思います。

これまで、一般質問の時間が1時間と設定されていたんですけれども、先般から発言者の時間30分ということで、今、一般質問が行われているわけです。

ただ、この30分、その質問をされますと、私の答弁のほうは、当然、それに倍する答弁をせざるを得ないという、そうしないと、やはり答弁にならない部分がありますので、その点は、一つご理解いただきたいと思います。

あと、課長、答弁をお願いします。

議長（石黒永剛君） 森下健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 誠に申し訳ございません。計画書のほうが本日間に合っておれば、その計画書に基づいて議論もできたかと思うんですけど、ご勘弁のほうをお願いしたいと思います。

本計画書の中には、佐用町次世代育成支援行動計画の後期の評価と、それから先ほど言われました後期計画には目標量、14項目がございますが、その達成状況、そして、その現状をまとめたものを課題、現状課題等をまとめ、今後の方向性、新たな子ども・子育て支援計画につなげるまとめ等も含めて、計画を策定させていただきました。

その中で、5点と言われましたので、5点あうかどうか分からないんですが、こちらの目標量からの達成で課題というふうになれば、まず1点目が延長保育事業の関係かなというふうには思うんですけど、目標量の課題でよろしいでしょうか。それ、まず、確認させていただきます。

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6番（石堂 基君） 後期計画の中で、それぞれ施策の推進ということで挙げていますよね。その中で前期のやつについて継続する。あるいは検討するという、いわゆる所属課まで示してやっている。巻末の事業量の目標事業量に対する、項目は多分一緒ですよ。これ、当然。じゃなしに本文中のところで答えていただけますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 今回の子ども子育て支援会議の中で、次世代の評価をさせていただきました。

项目的な評価に関しましては、今回の計画書の中には、特にその評価については挙げて

おりません。

今回の評価につきましては、目標ごとに大きく評価を6つ挙げ、まとめさせていただいております。

1つは、その大きな課題として、健やかに生まれ育つことができる環境づくりということで、題目的にはあろうかと思いますが、妊娠・出産支援事業、不妊支援事業、これ各項目あったと思いますが、その実施する中での育児についての不安の軽減とか、子供とその家族への健康の支援とか、各種健診事業、訪問、また、相談事業等の成果を確認し、取り組んできた。

今後においても、そういったことを踏まえながら子育てに関係します各家庭、家族の負担軽減等も今後も取り入れていくという旨等も反省の中に入れて、評価として題目一つに、まず、健やかに生まれ育つことができる環境づくりということで挙げております。

そのほか、2つ目には、子育てを地域で支えあうまちづくりということで、それぞれ、これまでの状況と今後の課題。

そして、生きる力を身につけるひとつづくりということで、項目等も挙げ、それぞれ評価し、今後の進め方についての確認をしております。

具体的な内容につきましては、ちょっと石堂議員とは違うかもわかりませんが、数値的な面も評価の中に目標量の中にも、反省点も含めてございます。

その中で、先ほどちょっと僕のほうから言いかけましたけど、延長保育事業というのが国のほうではございます。これは、子ども・子育て支援新制度の中でも保育の保育時間というのが非常に議題になりまして、家庭の保護者の方の就労状況にもよりますが、短時間保育と標準保育時間というふうな形で、8時間と11時間というのが保育料にも影響する、そういう時間設定が、今回行われております。

その中でいきますと、延長保育と言いますのは、この11時間を超す時間が延長というふうに理解をされます。そうしますと、佐用町の場合は、従来は10時間保育でございました。8時から18時までの10時間保育を、今回は適正化、統廃合に伴いまして標準時間の11時間を適正化で目標にしようというということで、今回やったわけなのですが、元々の後期計画にあります延長保育時間というのは、それを超える時間いうふうにすれば、延長保育の実現は、ちょっと今回難しかったという成果と言いますか、結果でございます。

それから、もう一つ大きくできなかった反省点が、病児・病後児の実は保育事業が取り組みが、なかなかできなかったということでございます。都市部のほうでは、非常にこれが大きく問題になって、それぞれ医療機関と対応して保育事業等やっておるわけなんですけど、なかなか近隣市町、特に佐用町も含めまして、病院との連携の中の保育というのは、非常になかなか難しゅうございます。今回、後期では検討という課題を挙げておりましたが、実際には取り組みができなかったということで、反省点でございます。これにつきましては、子ども・子育て支援の新しい計画の中に、再度、5年計画の中で取り込みまして、重点項目の一つとしてやっていきたいなというふうに思っております。

それ以外の目標量につきましては、例えば、子育て支援の拠点事業所、それから放課後の学童保育ですね、それから一時保育、ショートステイ、ファミリー・サポート等のそれぞれの交流事業、預かり事業等につきましては、おおむね目標等が達成できたんじゃないかというふうに思っております。以上です。

[石堂君 挙手]

議長（石黒永剛君）

石堂君。

6 番 (石堂 基君) 嫌みじゃなしに、新事業計画というものが、まだ示されていないので、実は、どうやって聞こうかなと思うんですが、じゃあ端的に、少なくとも、この計画の叙述に対して、後期計画の評価なり反省が行われているということなので、その点で聞きますね。

後期計画で検討事項となっているというのは、多分、課長はお手元のほうに資料をお持ちだと思うんですけども、障がい児タイムケア事業、それから先ほど言われた病児・病後児の保育、それから子ども・若者支援地域協議会、保育園の園庭開放、それから男女共同参画事業計画書の策定、この5項目だと思うんですね。

いずれにしても後期計画が、ある程度の評価が、点検がされているということなので、今、申し上げた5項目について、これが実際 26 年度までにどのようなになっているのか。それから、それを今度、次の支援事業計画にどういうふうに反映させているのか。その点について、ご回答ください。

[健康福祉課長 挙手]

議長 (石黒永剛君) 健康福祉課長。

健康福祉課長 (森下 守君) 先ほど申し上げました中で、病後児につきましては、そういう内容でございます。

障がい児タイムケアにつきましても、後期計画につきましては検討という形でしたが、実施はできておりません。

その後出ました、子ども・若者支援協議会につきましても、子ども・若者支援法等の絡みも非常に大きな状況にもあります、その取り巻く環境というのは、非常に重視されておりますので、このへんにつきましては、今後、推進していく必要があるということで、これも反省点の中に一つ、評価の中に入っております。若者の問題等に焦点を当てたそういう機関等も必要だということで、評価といいますか、宿題として残っているような状況でございます。

6 番 (石堂 基君) 園庭解放と、男女共同参画。

健康福祉課長 (森下 守君) 園庭解放につきましては、それぞれ保育園等の調整が図られましたら、園長等の責任のもとで開放はできているというふうに思っております。

それから、最後の男女共同参画事業につきましては、これも後期検討ということになりましたが、これにつきましても 26 年度までには策定ができておりません。27 年以降の宿題ということになっております。

[石堂君 挙手]

議長 (石黒永剛君) 石堂君。

6 番 (石堂 基君) 申し上げにくいんですが、要は、前期から後期にかけて検討課題で挙がっていた5項目が全て 26 年度終わってもできていない。検討課題で次に送るという内容になっているように聞こえたんですが、多分、実態もそうだと思うんですね。

問題というのか、ちょっと考えていただきたいのは、今、申し上げた5項目というのは、これ多分、前期計画の中でも、それぞれ項目として挙がっていて、それらを、そのまま後

期に引き継いでいると思うんです。さかのぼれば、これ旧町時代の平成 16 年ですよ。前期計画をつくられた一番最初というのが、17 年か、それからずっと検討課題になっていることが、今もって同じ活字二文字で次へ送られるというのはいかがなものかなと思うので、そのあたりは、ちょっと一考する必要があるのかなというふうに思います。

特に、そんなに数多くの項目でない中で、この 5 項目が引き続き検討になっている、やる必要性というのは、それぞれあるわけで、先ほど、課長のほうからも答弁あったように、病後児保育なんかの関係もそうですし、障害児のタイムケアもそうだと思うんです。

当然、若者支援地域協議会の設立、これは多分、健康福祉課の関係じゃなく、生涯学習課、引っ張れば教育委員会になるかなという、特に教育委員会においては、生涯学習推進計画なんかの策定というのもやらなければいけないというふうに、いけないんじゃないしに教育振興基本計画の中に自らうたっていますので、その関連性なんかも含めて、少しこのあたり後期から継続している項目に対する取り組みというのを、この新しい支援事業計画の中で積極的に進めたいと思うんですけれども、いかがですか。

議長（石黒永剛君） 答弁。

健康福祉課長（森下 守君） 計画の事務局であります私のほうから、まず全体のお話しをさせていただきますと思います。

先ほどの課題事項、検討事項がそのままという、具体的に行政で、即取り組める事業につきましては、本当に継続、またはスムーズにいつている面もあるんですが、やはり各関係機関等の連携の中でやるといいますと、それぞれの業務等の絡みもありますので、若干できていない面もあるということは、当然、反省かと思えます。

やっぱり連携をとった中で、お互いの協力の中で障害児のタイムケアにつきましてもそうですが、関係機関との連携を、ここもとっていきいたいというふうには、次年度以降考えております。

それから、男女共同参画関係と、若者推進の協議会での計画等の策定につきましては、これはこの 26 年、当然、この後期計画から話があるんですが、特にこの 25 年から 26 年にかけても子ども・若者支援法との絡みがありましたので、非常に国、県通じてはこちらに情報が流れてきているようでございます。関係機関、私の課も含めまして、先ほど、議員おっしゃいましたように、教育委員会、それから生涯学習課等も、この年度にも担当者、それから課長レベルのこういう打ち合わせ会議を開いております。今後、その協議会へ向けての、または計画に向けては、まだ具体的にお話しする内容はございませんが、やはり今後の仕事と子育て、それから若者へつながる両立等、雇用関係も含めまして、そういう計画、または協議会の設置が、当然必要になってくるのではないかなというふうには思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6 番（石堂 基君） ちょっと、今、教育委員会の組織の関連があるということで出てきたので、教育委員会に伺いますけれども、町で定めている教育振興基本計画の中で、生涯学習推進計画の策定というのを、一応、うたっているわけですが、これについての策定状況は、どのようになっていますか。

[教育長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 今年、26年度第1期の基本計画の最終年度ということで、来年度から、新年度から新しい第2期の教育振興計画を、今、策定して、今後、発行することになります。その中で、第1期につきましては、社会教育が生涯学習課に移行しているということから、子供たちの教育、これを中心に策定をしたところです。

しかし、ことを進める中で、非常に連携の重要な面がたくさんございますので、この新しい時期につきましては、社会教育面も含めた全体的なもので、策定を進めてまいりました。

先ほど、議員おっしゃいました生涯学習の計画につきましては、教育委員会がつくるのではなく、これは連携の中で、生涯学習課が中心となって策定中と、そのように理解しているところです。以上です。

[石堂君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、石堂君。

6番（石堂 基君） 分かりました。ありがとうございます。

いずれにしても、先ほど、健康福祉課長から答弁があった内容でいけば、特に新しくできた法律に基づいて連携を強めていかなければいけないということで、26年中にそうした連絡会議も持たれているようではすけれども、元々、この子ども・若者支援協議会の設立であるとか、あるいは男女共同参画事業計画書の策定というのは、これは広い意味で、子供たちの成育環境を良好にしていくための、後期の計画の中にも早くから盛り込まれている内容です。

で、実際は、現状、先ほど答弁があったように、できていないというのが実情ですね。

片一方では、教育委員会においては、生涯学習の推進計画というものの策定が義務づけられ、1次もでき2次も今回できているというのに、唯一、この生涯学習が担当している部分が漏れていて、両方の網にひっかかってないんじゃないかなと思うんです。

だから、そのあたり今後、この27年度から始まる新しい事業計画の中の実行の中で、よく連携を取っていただいて、関連性を持たせないと、それぞれの担当のところで、結局、項目としては、ずっと残って行って、手つかずのままという状況に今なっていると思うんです。

実際、前期からひこずっているということは、そういうことだと思うので、そのあたりをもう少し連携を密にさせていただいて、それぞれ挙げた計画書の内容が実行できるような形をお願いをしたいなというふうに思いますが、町長、いかがですか。

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 当然、町全体として、そういう連携を取りながら、各担当分野が、それぞれがしっかりと進めて行かなきゃいけない。その計画の面でも、その担当課というのが一応主体的に進めるんですけれども、当然、特に生涯学習等につきましては、これは教育委員会と連携をして、計画をつくるということ、これは一つのこの26年度の課題として担当課のほうにも、その計画の策定は指示をしてきたところではすけれども、なかなか

まだ、全体的にできていないという現状があります。

この計画についても、もう 26 年度も終わりますので、27 年度早期に計画の策定をきちっと進めるように、この指示をしたところです。

〔石堂君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6 番（石堂 基君） 実際には、先ほど教育長に答弁いただいた内容のとおり 21 年に、この生涯学習の推進計画の策定というのが位置づけられたので、当然、第 1 次の中に入っているべきものが、本町の機構の関係で漏れていたとは申し上げませんが、手薄になっていたという部分は否めないかなと思うんです。

それを受けて、健康福祉課のほうで進めている子ども・子育ての関係のほうに、当然、関連があるので、組み込んでいるわけで、健康福祉課としては、なかなかそのところが働きづらいところがあったんかなと思うんですけれども、いずれにしても各担当のほうで、立てられる計画の整合性ですよね、これはある程度、町で一括して見ていく。そうすることによって、こういう検討項目で残ったりとか、手戻りになるというようなことが少なくなるんじゃないかなと思うので、今後の、特にこの 27 年度、新たな子ども・子育て支援事業計画の推進に当たっては、そのあたりも十分にこれまでの反省を生かしてやっていただきたいと思います。

1 点目の項目については、以上で終わり、2 点目の項目を質問させていただきます。

佐用町森林活用計画の実践についてということで伺いをします。

先ごろ、議会として初めて議会報告会を行いました。これにおいても、これまでの災害で被災している林道や作業道に関する復旧要望や、獣害予防対策の観点からの森林整備に関するご意見を住民の皆さんからもいただきました。

こうした住民意見に答えるためにも森林資源活用計画に示されているさまざまな事業、いわゆるアクション提案ですね、に対する取り組みが重要と考えます。

そこで、次の項目について伺います。

これまでに検討を進めてきた集出荷施設の設置について、状況はどのようになっていますか。

2 点目としまして、林内路網整備のために町独自の助成は検討できますか。

3 点目としまして、住民主導による林地事業を進めるために、自伐林業技術の普及を進める必要があると考えますが、いかがでしょうか。

以上、質問とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、石堂議員から 2 点目のご質問にお答えをさせていただきます。

佐用町の森林活用計画の実践について、本町の森林行政につきましては、平成 25 年度に特定地域再生事業により策定をいたしました森林資源活用計画に基づき、町内の森林環境保全と林業の産業化による地域の活性化に取り組んでいるところでございます。森林資源活用計画には、多種多様な事業計画の提案を盛り込んでおりますが、その中でも緊急性

が高く即効性が見込まれる事業から順次着手しているところでございます。

まず、1点目の集出荷施設の設置はいつできるのかについてでございますが、去る12月議会での答弁でも申し上げましたとおり、当該施設を設置する意義は、災害に強い森づくりのために森林施業の活発化を促進するものであり、町内の林業の経済活動化のためには不可欠な施設であるというふうと考えております。

集出荷施設は、針葉樹、広葉樹、建築用材等の種別を問わず、全ての原木を集荷したうえで、付加価値をつけて出荷する方法が理想的であると考えておりますが、その総合的な集出荷施設を設置しようとするれば、検討事項も多く、検討期間も長期化することが予想されます。

一方で、森林山村多面的機能発揮対策交付金事業や住民参画型森林整備事業等により、住民のみなさんによる里山林整備が活発化しているところでありますが、これらの活動をさらに活性化させるために、これまで山に放置していた伐採した原木等を有価化することなど、経済活動化への取り組みが喫緊の課題であると認識をいたしております。

そこで、一般的に木の駅プロジェクトと言われております、地域住民活動のための木材の集出荷施設の設置を、政府が進める地方創生に関連した地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の先行型で行いたいと考え、今回の補正予算に計上をさせていただいているところでございます。

場所につきましては、旧佐用町のクリーンセンター内に設置をし、管理運営は佐用郡森林組合に委託しようと考えております。

また、買い取り価格は今後、検討してまいります。それに町が地域通貨等で上乘せすることにより、地域経済への波及効果をもたらせたいというふうと考えております。

あわせて、この集出荷施設の管理運営に係る雇用が実現するために、地域の活性化に寄与する効果を見込めるというふうにも考えております。

また、大規模な施業を含む町内で生産される木材の効率的な流通と高付加価値化のためには、今後とも山崎、津山など近隣の木材市場と連携を密にし、林業の発展を目指したいと考えております。

次に、2点目の路網整備のために町独自の助成は検討できないかのご質問にお答えをさせていただきます。

町では、国県の補助制度に該当しない規模のもので、民有林内において実施する簡易作業道の設置事業、幅2メートル、延長200メートル以上につきましては、メーター当たり1,000円の町単独間伐作業道設置事業を創設いたしております。

また、既設の作業道の改修等につきましては、地元要望に基づき、林内路網整備事業を実施しているところでございますが、森林施業にかかる作業道の開設や改修であれば、国県補助事業を活用したほうが、町、森林所有者双方にとって有利でございますので、最近においては、町単独間伐作業道設置事業の適用はございませんでした。

なお、路網整備のみを実施するのではなくて、これを機会に森林施業もあわせて取り組んでいただければ、より効果的でございますので、森林経営計画の策定を含めて実施をしていただきたいというふうと考えております。

次に、3点目の林業作業をされる自伐林家への林業技術の普及についてでございますが、昨今、町内でも伐採作業中の死亡事故が連続して起きていることなどを踏まえ、森林施業の安全講習が必要であるというふうと考えております。

これまでも、県の外郭団体等による講習会が開催されておりますが、今後も、より一層啓発に努めるとともに、住民の皆さんが参加しやすい林業作業の講習会等検討して行きたいというふうと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単でありますけれども、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[石堂君 挙手]

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6番（石堂 基君） ちょっと2点目の路網整備について再質問させていただきます。
具体的な内容なんで、もしよければ担当課のほうでもいいんですけども、路網整備に関して、特に災害後災害復旧の関係で、なかなか林道、作業道というものには追いついていないということで、ある程度、地元からの要望、林道、作業道に対する復旧要望、ただ、当然、受益者負担が伴いますので、なかなか踏み込めてないところかなと思うんですが、具体的に町に対して、この林道、作業道なんかの復旧要望、このあたりは、どの程度出てきていますか。

[農林振興課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 横山農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） 細かい資料は、手元に持ち合わせておりませんので、詳しいことは申し上げられませんけれども、21年の災害後、20路線、これは林道、あるいは作業道含めてでございますけれども、20数路線ございました。そのうち現在、工事が進んでおりましたのは、5路線ほどだったかと記憶しております。

で、それなりに地元要望があるんですけども、やはり地元負担の関係、あるいは路網整備で工事をしようとしたら、やっぱり林業の施業をせなあかんということも、ある程度縛りをしておりますので、そういう意味で、現在は、復旧は進んでおらない状況かと思えます。

[石堂君 挙手]

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6番（石堂 基君） これも多分、僕以前に質問させていただいた時に、概要というのか、答弁の中にあっただと思うんですけども、先ほどの答弁も関連しますが、経営計画を樹立する協定予定地、そのあたりに大規模な被災を受けている林道、作業道があるというふうな場合、そうしたものを優先的に復旧に対する助成を進めていくという視点を、以前は、町長示されたというふうに思うのですが、具体的に言いますと、具体的な場所じゃなしに、ケースとして、例えば、大規模な団地を有しているところ、それの中の林内の路網、あるいは施業地へ行くまでの林道ですね、ここらあたりが被災していると、そこをやりたいたいけども、施業もやりたいたいけども、実は、その復旧ができない、地元負担が応えれないと、これらに対する何言うんですか、町の助成というのは一歩踏み込んで、町長のほうとしては、何か考えられる余地があるのか。

あるいは、今の活性化計画の中でも、やっぱり路網整備の促進ということで挙がっているんですけど、そういう被災した路線についてというのは、特に新しい計画の中には含まれていないので、そういうふうなケースの場合は、どういうふうに考えられるのか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君）

町長。

町長（庵途典章君）

これは以前から災害、特に 20 年災害の後、まだ、残っている大きな課題であるということを申し上げておりますし、また、この森林の施業を管理していくためにも、林道の整備というものは、まず、行っていないと、これも進まない。

ただ、今、課長が申しましたように、地域からの要望として挙がってくるのが 25 路線、数字がはっきりしませんけれども、であっても、実際に要望が上がってこないところが、当然あります。町内全体を見て、これはほとんどの、昔のいわゆる林道というのが、車も通れないような、管理がされていないような状況に、今、なっているというふうに、私は、認識をしております。

これは、災害だけではなくて、長年、森林、木材価格の低迷の中で、山に対する関心がない。また、そういう作業をされてない中で、管理がされて来なかった、何十年もされてなかったということが大きな、もう一つの原因だというふうに思います。

そういう中で、今後、この森林資源を有効に活用して行くために、こうした今、取り組みをしているわけですが、林道、作業道のこの整備というのが、改修ということが課題であり、このことについて、やはり町内全域を、何も、そういう作業しないのに、事業しないのに、道だけを直していくということは、なかなか、これは投資効果としても、非常に問題があります。

ですから、こういう経営計画に参加していただいて、そういう間伐事業、林業施業を行っていく場所を優先的に、そのことを一体的に、この整備を行っていくという方針で、今、進めているわけです。

その中で、一番課題となってネックとなってきたのが、地元負担、受益者負担という問題があるわけです。

災害後、道路とか生活道、いろいろと今、地元負担をお願いしてきた点についても、農地の復旧なんかについてもそうですけれども、負担軽減をして推進をしてみました。

いわゆる林道と言われるものも、町道の認定をされている林道もあります。

また、生活道として使っておられる林道もありますし、なかなか区別がつかないところもあるんですけれども、そういう、いわゆる三級町道でありますとかについては、それに類似するようなものにつきましては、これまで、条例では、3割の地元、受益者負担ということが、一応、うたわれていたわけですが、この点について、こういう作業、そういう経営計画の中で、林業施業と一体的に行っていく中では、これを災害後、ほかの事業でも 10 パーセントぐらいということで、また、5 パーセントに軽減ということがあったんですけれども、さらにこれを2分の1の 2.5 パーセントに軽減をして、推進をしたいという要綱をつくらせていただきたいと思っております。

ただ、2.5 でも、かなり大きな事業になってきた場合には、当然、額的にはある程度の額になってきます。

ただ、それをまた、森林所有者に、直接、それだけを求めるということは、なかなか理解が得られないと思うんですね。

だから、その経営計画の中で、この森林整備を行っていく事業の中で、収益を上げるということを一つの大きな柱にしておりますので、その収益で賄える範囲で負担をいただくということを、一つは原則とし、一応、率としては 2.5 パーセントというものに軽減をした中で推進をしていきたいということでございます。非常に長くなりました。申し訳ございません。

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6 番（石堂 基君） 最後の笑を取るための一言だったのか、本当に腹を立てて、私に言ったのか、私は、そういう立場になったことがないので、十分理解できないんですけども、基本的には、12 時までぐらいに終われるかなと思って、最初言ったつもりだったんですが、まあまあ、答弁の内容も十分納得できるものですし、時間については、じゃあ際限なくやらせていただくということで、再質問させていただきます。

今、最後のほうに触れられた復旧事業というのは地元負担ですね。これ要綱のほうで進められるということで、ケースとしたら、そんなにたくさんケースとしては出てこないんですけども、財源的なところは、少々必要かなというふうに想定はされます。

言われているように、想定されているように、当然、経営計画の樹立予定地を優先的に、あるいは、住民のほうで取り組んでいる多面的機能の交付金事業であるとか、住民による森林整備、こうした事業対象地を優先に、そういうふうな要綱を適用していくというのは、本当に効果のあることかなと思うし、また、それをもって住民のほうに、いろいろ森林整備の理解を深めていくというのは、非常に効果のある内容だと思うので、ぜひ、それをやっていく必要があるかなと思います。

また、非常にいい内容だというふうに思います。

一応、路網整備のほうについては、そうした内容が聞き取れたので、そこで終わらせていただいて、1 点目の集出荷施設の関連なり、全体の関連でお話しをお伺いしたいんですけども、特にこれから佐用町内において、いろんな林業振興に取り組むことによって、当然、林地の中で、それぞれの方が作業しないと、実際には、林地の中で財が生まれなわけなんですね。これが、従来から想定されているように専門の素材業者という範疇だけではなく、本当に一般の方に入ってきて、その量を確保していくというものが非常に重要になってくるし、また、それによって、いろんな経済効果が生じるという観点で、この活性化計画というのが、今、運用されているわけですけども、特に、答弁の中にもあったように、実は、昨年、一昨年と森林のほうで事故がありました。これは、ある程度、興味のある方でないと、ご承知ないと思うんですけども、やっぱりああいう事故というのは、非常に大きいですし、特に今年になって起きた事故については、取り方によったら、いろいろな自治会の活動であるとか、地域の活動をやっていく中で、そのリーダーなり、先頭に立って、何か動こうとしている方にとっては、ちょっと大きな問題になってくるのかなと。

特に、山の作業については、これも一般的には言われていますけれども、いろいろな業態がある労務の中で、一番事故の発生率が高い、当然、保険料率なんかも高いというふうに言われていますが、かと言って、じゃあ、やらなければという話になるので、やっぱりそこは、答弁にもありましたように安全講習だと思うんですね。

で、これをいかに広げていくか。今であれば、専門の方にしか受けてもらえないというんですけども、やはりさっき言ったように、集出荷施設なり木の駅ということを、これから提案していく、当然、提案対象としたら地域になりますので、例えば、自治会、あるいは森林組合の総代会、そうした機会に、こういう提案をしていく中で、あわせて、この講習会を積極的に呼びかけていくのが一つだろうと思うんです。

それから、本年度も多分募集がある、あるいは継続してやっている森林山村多面的機能交付金事業の関係の対象地であるとか、そういうふうな方に参加義務とは言わないですけどね、まず、そういうふうな位置づけで、この安全講習というものを、今年 27 年度か

ら取り組んでいただきたいと思います。

従来は、県民局レベルで募集があつて、それに参加します。しません。あるいは、組合のほうでもやったことがありますという程度だったと思うんですけども、より多くの方、特に、その自治会単位、あるいは森林組合の総代等で山にかかわる方、この方に、ぜひ1回は受けていただく機会づくりというのが、必要かなと思うんですが、町長、いかがですか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 私も、そういう危惧を、心配を持っておりまして、今、山林の作業をしていただく若い人を、これからたくさん増やしていきたいとか、いろいろと、そういう思いはあるんですけども、私も実際、自分自身がこれまで山でも、そういう作業をして、何回か、本当に、もうちょっとで命を落とすような事故に遭ったことは、自分でも経験しているし、非常に危険だということを認識しております。

ただ、当然、そういう意味で、災害を防ぐためにも安全な作業について、皆さんがしっかりと作業をする方が勉強しておくということでの講習というのは、非常に大事だというふうに思って、今回も、そういう講習会を、森林組合のほうを主体にして計画をしたいなということを考えているということでもあります。

ただ、講習を受けただけでは、なかなか実際には経験を積んでいくことが必要であります。ただ、その経験を積む上では、どうしてもそういう森林作業に、今まで経験を十分持った方と一緒に実際の作業をしていただくという、なかなかそのへんが非常に難しい点ですけれども、安全作業を、幾ら一生懸命、この森林施業なり活性化に向けて取り組んでも、本当に事故が起きれば、何もならないということですので、できるだけ、皆さんに幅広く講習会も受けていただき、また、逆に少しずつ経験を積んで、ある程度の期間をもって、そういう経験を積んだ方を増やしていく努力、これは町としても取り組んでいかなければならないことだというふうに思っております。

[石堂君 挙手]

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6番（石堂 基君） 本当に言われているように、これから地域においても、そういう森林作業に一步踏み込まなくても、やっぱりチェーンソーとか、あるいは倒木処理、あるいは支障木なんかの伐採ということで、自治会、もしくは一個人としても、そういう機会に接することというのは増えてくると思うんですよね。

その観点からでもそうですし、一步踏み込んで、山の中で、ちょっと材を切ってみようかということに入って行くのにしても、やっぱり安全性が第一番だろうと思うんです。

で、経験者が必要ということで言われますけれども、やっぱり僕らもそうですし、町長も先ほど言われましたけれども、つつい日頃の癖でチェーンソー担いで行って切って、切り倒して帰ってきてOKにしておったけども、やっぱりそれでは、いついかなることが起こるかというのは、まあまあ町長も自らの体験の中で語られたので、私もあります。

だから、やっぱりそういう観点で、いつまでも従来の草刈りとか、農作業とかというんじゃないしに、やはり本当に専門的な知識、最低限の知識なり技術というのは必要なので、

ぜひそのあたりはターゲットを絞って、自治会あるいは先ほど言いましたけれども、森林組合の総代、あるいは農会長も入ってもいいと思うんですね。それから、森林関係の事業交付金なんかの対象事業やろうとしているところ、そこは必ず強制で何人か受けてくださいというような取り組みを、これは担当課のほうで、ぜひ、先ほど、組合のほうでというふうに言われましたけれども、やはり、そういう対象者をピックアップしたり、啓発して行くというのは、町のほうの関係かなと思うので、お願いをしたいなと思います。

それと、集出荷施設の関係、もう一度、再質問といいますか、ちょっと意見を聞きたいんですけれども、具体的にクリーンセンター等を活用してということで、担当課なり森林組合のほうにも少し様子を伺ったんですけれども、これまでやってください、やってくださいって、私もこの場で言っていたんで、あまりのことは言えないんですけれども、やはり、あまり急がずに、この場になったら、ゆっくりといろいろな事業の案をつくって、たくさんの方に参加していただけるような取り組み、それともう一つ大事なものは、やっぱり販路だと思うんですね。実際に材を一般の方に、住民の方に協力というんですか、集まったと。じゃあ、その材をいかに有価、高く売っていくかということが、非常に後々重要になってきますので、どういうふうなものを、どういうふうにして集めるかとかということで、多少決まってはくるとは思うんですけれども、やはり、いろいろなものが初めて、その施設に入って来て、住民の方に持ち込んでもらって、それが有価に化けていくというのが理想でありますので、そのためにも販路研究が十分大切なことかなと思うんです。

当面考えられるのは、何でも使えなかったらチップ材として出したらいはということだと思ってしまうんですけれども、実際には、山の中には従来の針葉樹じゃなしに広葉樹なんかの関係でもシイタケの原木であるとか、まきなんか、当然うまく加工すれば、かなり有価率の高いものもありますので、そのあたりも十分、これから短い期間に少し研究をして、木の駅の制度づくりというのが必要になってくるかと思うんです。

先ほど、町長の答弁の中に、地域通貨ということが少し出てきましたけれども、アイデアとしたら地域通貨、あるいは今回のプレミアム付き商品券なんかもあると思うんですね。そのあたりについて、もし具体的にもう少し考えていらっしゃるのであれば、お話をお聞きしたいなと思います。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 何とか、事業を実際に進めて行くために、既に2年近く検討してきたわけです。このたび、そうした国の地方創生にかかる予算も、財源も示された。ということで、私は、計画内容が十分にこれで、いろんな意味で全てを、きちっとした計画のもとに実施していくということは、難しい点がありますので、やってみないと、なかなかその点、分からない面もあります。

そういうことで、まずスタートして、その中から、工夫をしながらだんだんこの事業を大きく、また、充実させていきたいというふうに思っているところです。

石堂議員、今お話の、収集した材をできるだけ高く販売をしていくという、この努力も当然必要です。

ただ、最低でも現在、チップなりバイオマス燃料、これに販売ができるという、一つの最低ラインの保障がある意味ではあるわけです。

ですから、販路が全くないということであれば、これを開拓しつつというのは大変なことなんですけれども、それがあるといことは、ある意味では、この事業がスタートでき

一つの大きな要因ではないかなと思っております。

その中で、これもまだ、どれだけの量で、どれだけの効果が、価値が、事業量が確保できていけるかというのは、これからの状況を見て、また、工夫していかなきゃいけないんですけども、地域経済にも還元をしたいということで、今、考えているのはトン 6,000 円ぐらいで町が、それぞれの個人の方から受け取りたい。購入したいと思います。

6,000 円というのは、これはある程度、バイオマス燃料で出荷して 6,700 円ということが、今、一応価格が設定されておりますので、これに運賃とか木の駅での手間、経費を考えますと、当然、赤字です。

そういう中で、この部分については、3,000 円を一応買取価格として実際の事業者、これ森林組合のほうで運用をさせようと思っておりますので、森林組合としては 3,000 円の価格で、あとそこの運営経費、また運賃、そういうものを賄っていくと。

あと 3,000 円分につきましては、これはこの事業を推進していくことと、地域の経済の活性化のために、プレミアム券、地域通貨として発行したい。これは、町が負担をしたい。個人の方については、6,000 円で売れるということですけども、3,000 円というものとプラス地域通貨、この部分でできるだけ、ここへ施設へ搬入はしていただけるように考えたいなど、こういうことを一つ大きな計画の骨子として、今、考えているところであります。以上です。

議長（石黒永剛君） ちよっと、ここでお諮りします。

昼が過ぎておりますが、このまま審議を続行したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） 異議がありませんので、このまま続行いたします。

石堂君。

6 番（石堂 基君） 先ほど、具体的な数字で 6,000 円、うち 3,000 円がチップとして見込める有価で引き取りがされると。3,000 円については、一応町のほうの負担で、何とかこれを動かしたいという意向だったと思うんです。

で、そのベースになっている 3,000 円というのは、実は 1 年半、2 年前に、こういう話をし始めたころのチップの価格で、現状から言えば流動的なんですけれども、少なくとも、もうこの下の 3,000 円という底値というのは上がってきて、今、4,500 円、5,000 円になろうとしています。これは、いろんな流通経路があるので、一概に、じゃあそれを安心して信じられるかと言えば、そうではないんですけれども、ただ、底値として 3,000 円の時代ではなく 5,000 円、あるいは 5,500 円、6,000 円の時代になってこようとしているというふうに、私は思います。

先ほどもう一つの比較として出てきた、例えば、認証材、いわゆるバイオマス燃料としての取り引き、認証材ですね、これが 6,700 円、これも含水率 50 パーセントでということですから、45 パーセント、50 パーセントでということですから、特に、この兵庫県においては、この金額はここ 1、2 年は動かない。となれば、一般の材が、それによっほど追いついて来ている値段、底値になっているんですよね。それから考えると、本当に、さらに町の負担を乗せて、なるべく林地残材が出てくるようにしようという仕組みというのは、動き出すと思うんです。

言っても、まだ価格がある程度変動する部分、あるいは流通コストなんかの把握できない部分があるので、今回の木の駅の部分については、本当に町が負担するんですから、ず

つと長期的というふうなんじゃなく、社会実験、実証実験で僕はいいと思っているので、その取り組み内容について、もう少し精査して、本年度、27年度中の実施を、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

特に、先ほど、チップ材なんかの価格だけを比較しましたがけれども、やはりその近況でいけば、材は不足していると社会では言われています。それは、再生燃料としてのチップ材が、大きな発電所つくるから不足しているよというようなことを言われているし、先般もNHKのクローズアップ現代で、筑波大学の先生がそういうふうに使われていました。

でも、山側から見れば、そうじゃないですよ。幾ら出しても買い手があるという状況が、今、この佐用町にあると思うんです。それは全国同じなんですけれど、発電者側から見れば不足しているのかも分からないけど、山側からすれば、どんな材でも使い道さえうまく考えれば、幾らでも出ていくという時代に、これから変わってくると、私、思っています。

そうしたあたりは、町長も同じ考えだろうと思いますので、また、引き続き、この活用化計画の実践について、お願いをしておきます。

以上で、私の一般質問のほうを終わらせていただきます。

議長（石黒永剛君） 石堂 基君の発言は終わりました。

ここでお諮りします。午後1時30分まで休憩したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は午後1時30分とします。

午後00時15分 休憩

午後01時30分 再開

議長（石黒永剛君） 休憩を解き、午後の会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

8番、金谷英志君の発言を許可します。金谷英志君。

〔8番 金谷英志君 登壇〕

8番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は2点、まず1点目は、林業振興にCLT（直交集成板）事業の検討と、学校統合は住民合意を基本に伺います。

まず、最初に林業振興にCLT事業の検討について伺います。

本町の森林資源活用計画では、林業の産業化による地域の活性化と森林機能の再生及び維持を図るとし、木質バイオマス発電所によって新たな木材需要が発生しているとの見解ですが、そこに新たな需要可能性が考えられるのがCLT・直交集成板です。

高知県では、国産材の飛躍的な需要拡大を図るCLTの推進として次のような政策提言を農水省、林野庁、国交省に行っています。我が国の林業・木材生産における課題は、成熟化する森林資源に対して、減少傾向にある木材需要を拡大していくこととあわせて、製材用の良質材から木質バイオマス用の低質材まで資源を余すことなく活用していくことで

す。こうした中で、CLTは欧米等で中層や大規模建築物などさまざまな建物に活用され、急速に普及してきており、我が国で普及が進めば、中質材を中心に飛躍的な需要が喚起される可能性があり、林業・木材産業をはじめ中山間の振興につながると考えていますというものです。

同県では、モデル建築の推進及び法令整備によるCLTの本格的な需要拡大に対応して、CLT生産工場整備の構想もあります。

また、昨年12月に開かれた林業復活・地域創生を推進する国民会議で来賓として出席した石破地方創生担当大臣は、林業復活に向けたキーワードはCLT、バイオマス、自伐林業の3つであると語っています。そこで伺います。

1、町森林資源活用計画では、赤穂にある日本海水(株)に年間4,000立方メートルから5,000立方メートルの供給協定を結ぶ計画ですが、この供給見通しとその経済効果の見込みはどうか。

2、これまでの計画策定委員会では、新たな需要が生まれた場合の検討もされており、同計画の事業計画の中にCLTに関する事業を加えてはどうか。

以上、町長の見解をお伺いします。

議長（石黒永剛君） 町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の木材供給の見通しと、経済効果の見込みはどうかということについてでございますが、この供給につきましては、佐用郡森林組合が西播磨地域木質バイオマス安定供給協議会に加盟し、事務局である株式会社山崎木材市場と安定供給に関する協定書を締結をし、出荷ルートを確立しているところでございます。また、森林資源活用計画書に記載の年間4,000から5,000立方メートルの木質バイオマスへの出荷量は、原木の出荷量を1万5,000立方メートルから2万立方メートルと仮定した際の数値でございます。当面は、年間5,000立方メートルの原木の出荷を目指して取り組んでいるところでありますが、今年度の木質バイオマスの出荷量につきましては300から400トンとなる見込みであります。

木質バイオマスは、原木出荷の際の副産物であり、また、出荷量は施業量や原木に占めるbe材と言われる材の割合等により変動するため、その供給の見通しは一概には言えませんが、森林施業において発生するbe材を可能な限り出荷するように努めているところでございます。

また、その経済効果はといいますと、認証材の販売額が1トンあたり6,700円でありますので、そこで大きな利益を生み出すことは非常に困難であります。生産事業者等の協力を得てコストを抑え、森林所有者に少しでも利益が還元できるよう努めているところであります。

現在のところは、木質バイオマスの取り組みによる経済効果は、実際のところ、さほど大きくないというのが現実であります。出荷によって林地残材の流出の危険性がなくなるなど、災害に強い森づくりのための波及効果やCO₂削減効果等環境に対する効果が大きいと、引き続き積極的な出荷を林業事業者体をお願いをしたいと考えております。

次に、2点目の新たな需要先にCLTに関する事業を加えてはどうかということでございますが、CLT自体、今後普及していくことが予想されますので、もちろん、原木の出荷先として視野に入れているところでございます。

特に岡山県真庭市にある集成材のトップシェアを持つ企業におけるCLTの製作では、

全て国産材を使用しているため、その原材料としての需要は高く、また、本町からは輸送面でも有利と思われるところでございますが、CLTの原料となる木材は、節の有無や多少の曲り、色目等は関係がありませんので、建築用材として価値の低いもの、いわゆる価格の安いものが使われるということが予想されております。

そのため、出荷先ありきでCLT用材として出荷をいたしましても、価格が安ければ森林所有者へかえって不利益をもたらすことも十分考えられますので、CLTに限らず、建築用材としての出荷を中心に、B材と言われる合板材や集成材等複数の出荷先を確保した上で、森林所有者への還元のために、より有利な出荷に努めてまいりたいと思います。

以上のことから、集成材等の原料にするための原木生産は採算性が低いことから、コストの削減が最重要課題であり、そのため、石破大臣の言葉をお借りしますと、CLTやバイオマスへの活用のためには、コストの低い、少ない自分の持ち山を伐採から搬出、出荷まで自力で行う自伐林家に積極的に参入していただきたく、その仕組みづくりの第1歩として、自伐林家や地域住民の活動のための集出荷施設、いわゆる木の駅の設置を行いたいというふうに考えております。

以上で、この最初のご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 再質問を許可します。

8番（金谷英志君） このCLTについては、私は、一般質問の通告出してから、町長もどんなもんかいうて調べられたと思うんですけども、その中で、一番先進的な県としては、最初の通告にも出していますように、高知県なんですね。

高知県で、今、進んでいるのが、大豊町というところがあります。高知県のおおとよ製材というところですけど、これが全国のCLTの建物としては、全国1号として3階建ての社員寮を建てたんです。この時のおおとよ製材所ですから、製材所、自分とはCLTの加工工場は持ってないんですね。その材料をどうしたかという、先ほど、町長の答弁の中でも出てきました真庭市の銘建工業が実際工房、元々は銘建工業はパネルの会社ですから、CLTについてもつくっていたということで、銘建工業がつくったということで、実際に進んでいるのはそうですけど、工場を持っているのが岡山県ということで、最初の質問にも言いました、高知県で、どういうことが進んでいるかという、CLTの先進モデル事業いうのを財政支援として、これ高知県ですけど、高知県は、これ県の県森連のビルに建築工事、それから、建築では県農業研修施設も建築すると。

それから、高知県に本山町というところがあるんですけど、この庁舎もCLTで建てるというふうな計画です。それに対する高知県は財政的な支援も行うと。CLTについて、需要を喚起する意味では、こういうふうに現在進んでいるんですね。

ですから、最初、町長が先ほど言われた、やるには、まだまだ安価で経済的にやっていけないようなことですけど、石破大臣が言っているように、爆発的な需要のそれが見込めるということですから、その点では、CLTの需要が伸びてくると思うんですけども、その点は、どういうふうにお考えでしょうか。

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） 伸びてくると言うよりか、伸ばしていこうということだと思います。

石破大臣が、これがすごく起爆剤になるというふうに言われておりますけれども、CLTということについて、私は、あまり、全く新しいものではないということ。CLTについて、正しい認識、理解をしておかないといかんのんじゃないかなというふうに思ってお

ります。

これまで、木材が建築材として、なかなか利用が、原資が少なくなっていくと。これは、木材そのものを柱、梁、そういうものに直接一本取りで製材をして使っていた。そういう中で、住宅の木造部分が少なくなっていて、需要が、使用量が少なくなってきたのと、一つ大きいのは建築基準法、日本の建築基準法が木材については、非常に耐火の問題で規制をしてきたということです。

ですから、今後、CLTがあるから、どんどん、どんどんと建物が増えるというんじゃないかって、そうした、これまで木造ではできなかったものが、木造建築ができるようになってきたということ、今、言っているんですけども、これは、今に始まったことではなくて、集成材としては、これCLTも集成材ですから、これまでも、そういう集成材というのはありました。それを、直交材という言い方で、材をちょうど90度、角度を重ねて使うので、これまでの集成材より強度が高くなるということでもあります。

ただ、それを使って、鉄骨なりコンクリートの構造材のかわりに使うと。この点については、やはりもっと建築基準法で、この規制緩和をしていかないと、なかなか実際に使う面においては、非常に、まだまだ規制があるということも認識しておかなきゃいけないと思いますし、それと集成材ですから、当然、使うのに加工が要ります。加工していくには大きなコストが要ります。だから非常にコストが高くなる。だから、そのコストを抑えるためには、また、コストを抑えて普及させていくためには、一番最初の原木価格、材料価格を抑えないと引き合わない。コストが安くないという点があります。

これまでも、今、お話が出ました銘建工業、これ合板材のメーカーだったんですけど、今、集成材が主に日本のトップシェア、企業としてやっています。これは、通常の間材として、これも大きな集成材、構造材をつくって、佐用町においても、例えば、音楽堂のスピカホールとか、それから道の駅なんかにも使ってますけれども、また、大きなドームとして石井のゆうあいドームにも、この材を使っているわけです。

これまでも、そういうことで使えるところは使ってきておりますけれども、やはりコストの面では、なかなか鉄骨のほうが有利な面もたくさんありまして、そういう面で、それを目的に出荷をするとしても、どうしても建築材として出せる物は、当然、出したほうが高いんであって、その集成材の原料としては、まだまだ安いと。安いものでも使えるというところはありますから、そういう点に注意をしていかなくちゃいけないというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8番（金谷英志君） 木を余すところなく使うということで、町長も最初言われたんですけども、その中で、町長、よくご存じだと思うんですけども、材木は、A、B、C、Dとランクが分れていて、町長が言われる主たる建築材料、柱や梁に使うのはA材ですはね。

それから、バイオマスなんかを使う、町長、副産物だと言われましたけれども、そういうようなのはC、D材ですから、このCLTに使うのは、抽出材、B材ですから、ランクとしては2番目なんですわね。

そやから、さほど価格は私、それは、A材に使えるような柱や梁に使えるような材料からしたら、安いでしょけれども、B材として間伐林の材料なんかは、これに当たるんですわね。ですから、佐用町にあるのは、間伐の処理なんか大きな森林整備の中では課題ですから、大きな大径木を柱で使うような材木、それは主たるものにするということもある

でしょうけれども、間伐材なんかは、B材をもっと積極的に、これも、それこそ主たるものにしてもええぐらいの、私はものだと思うんですけども、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） それは少し、金谷議員も、もう少しいろいろと研究していただきたいと思うんです。現在の、いわゆる間伐という範疇で全て呼んでますけれども、これはこれまでもよくお話しさせていただきましたけれども、既に植林をしてからもう 50 年、60 年という、木にとっては伐期、成熟した木になっているわけですね。

で、通常の山において全く管理してない山は、材にもならないような、それこそ燃料にしかないような材になります。通常ずっと、これまで長年管理してきておればもうどの木も、間伐と言っても柱以上、梁、そういうことに使える木になっているわけです。

そういう物の中で、間伐したものを、まずは当然、価格の高い供給先に販売をするということになります。

ですから、A材と言われる真っ直ぐな口径のものは、柱なり梁、そういう建築用材として一番そこが高いです。

それから、B材と言われるのは曲がったもので、少し曲がっていたり、不ぞろいであったり、色が悪かったり、こういうものは、今は合板材ですね、ベニヤ、これも非常に需要があるんです。

結局、合板材も直交材、このCLTも同じなんですよ。

ただ、それは、製材をして使うかどうかだけの、また、合板であれば、ずっとローラーで皮むいて、薄いものにして貼り合わせるか、そういうところが違うだけだというふうに、私は思います。

あと、その残り、それに使えないものを、be材、バイオマス燃料やチップにしてしまうということで、これ今回も量の問題で、確保、なかなかできないというのは、今、間伐施業をしている山で、その山の状態にも、それまでの管理の状態にもよるんですけども、そこから出てくる材を、A材を取ってしまうと、残りは、やっぱり非常に少ないんですよ。ということは、よく管理されている山ほど少ないわけです。

ですから、私とこで、今、3割ぐらいを搬出する、切った木材の3割ぐらいの量を、そうしたバイオマスなり、チップなりにするという見込みを立ててますけれども、なかなか確保できてないです。

山崎あたりの話を、森林組合あたりの話を聞いてみますと、山によっては1割ないと言わうんですね。ほとんどが、今までに悪い物は、いわゆる間引きです。間伐をしているわけなので、今から切る50年、60年の木材においては、なかなか、そういう燃料にしてしまうようなbe材というものは、えぼのほうとか、下の曲がったところとかという部分でしかないということになってくるわけですね。

そういう意味で、その直交材にも、これから需要があれば、そのものの値段が、価格が上がってくるということは、当然、考えられますし、そういうふうになってほしいと思いますから、そういう中でしか、今のところは考えられないということでもあります。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8 番（金谷英志君） B材は、C、D材には副産物、ある程度、柱に取った分が、残りが be 材、B材、C材、D材になってくるんですけれども、佐用町の現状としては、大きな大径木、間伐するまでもないような、もう柱に使えるような、それが主であると。

それにしても、B材になるようなものについては、やっぱりそれは、需要がCLTとしてはあるんじゃないでしょうか。

先ほど、あんまり需要がない。日本海水のほうに持っていくにしても、なかなか、その量が確保できないほどの、そういう佐用町の状況なんですか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵邊典章君） 使用においては、そうした直交材に使う、集成材に使う材料としての需要はあるわけです。

ただ、そういう材料については、当然A材と比べたら価格が安いということは、当然なんです。

ですから、佐用町においては、施業する実際の年間の施業量ですね、これがまだまだ、佐用町今、森林組合だけで言いますと、ほかにも、それぞれ個人の事業者なり、個人がされている方も、出荷もされておりますけれども、森林組合で言いますと、5,000 立方メートルの、今、搬出が一つのここ1、2年、まず、そこまでやろうということで、やっているわけです。

だから、5,000 立方メートルの中で、3割あれば、1,500 立方メートルあるわけですがけれども、実際のところでは、まだ、300か400立方メートルぐらいしか、このバイオマス燃料としての、そういう be 材としての出荷ができてないという点があります。この点は、もうちょっと全体として増やしていく。5,000 立方メートルの中でね。

で、そのことと同時に、全体の事業量を、やっぱりこれから増やしていかないかん。それは、経営計画をし、団地化、団地したところを増やし、また、作業をする。それぞれ作業員の増員も要りますし、また、今、高性能の効率のいい林業機械なんかの導入も必要になってくるわけです。

そういうものを、次の段階として私は、1万立方メートルぐらいは目標にしていきたいと思っているわけです。

ただ、今、山崎の大きな森林組合でも、年間やっぱり2万立方メートルから2万5,000立方メートルということですので、なかなか今の体制では非常に厳しい状況があります。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8 番（金谷英志君） 町の森林活性化計画の中で、町の森林組合が出すのが、計画の中では、山崎の木材市場に出すのが4,100立方メートル。

それから、原木として出すのが300立方メートル。それから、津山のほうに出すのが600立方メートルとか計画されてまして、その中で、先ほど言いました日本海水には4,000から5,000立方メートルということですがけれども、これでも計画の中では、200から300立方

メートルぐらいしか、今、確保できてないということですから、計画の見通しとして、先ほど、町長言われたように、山崎の市場でも、宍粟から出す分でも、なかなか全体では確保できない。計画としては、計画は立てましたけど、この計画通りに、やっぱりいくんでしょうか。

一番、この質問の眼目は、やっぱり新しい供給先、需要先ができるのであれば、それも計画の中に含めてはどうかという質問の中で、お伺いをしているんですけども、こういう計画自体は、これで森林が大きな経済的には、先ほど、町長が、あんまり大きな効果はない。環境的な効果のほうが大きいんだと言われましたけれども、やっぱり経済的にも、これでやっていけるような森林計画、このまま進めていって、これよろしいんでしょうかね。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） ですから、一気に、そういう生産量を上げたり、今の計画にもっていくということは難しいということです。

そういうことを、今、目指して、それぞれ取り組んでおります。

で、そうした市場、山崎、また津山、木材市場、智頭にもあるんですけども、そういうところに出す量ということについては、新たな供給先してCLTと言われますけれども、そのCLTも、直接、例えば、銘建工業と契約をして、そこへそれ用に出すという、出荷するということでは、なかなかできないと思いますね。

当然これは、木材も、価格も相場というのは、その時によって変動があります。どうしても市場を通してですね。だから、その山崎へ出荷されるものも、津山へ出荷されるものも、そういう中からCLT用の木材として、そこで売買がされたり、取り引きされるということも、その中に含まれるわけです。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8番（金谷英志君） 流通がどういうふうに、供給体制がどういうふうになるかというのは、まだ、今後はそれ確定したものではないとは思いますが。

先ほど、町長が言われた、その法的な関係ですけども、CLTの建築材料としての認定が平成25年にJAS規格で、もう認定されたんですね。あと残っているのが、町長言われた建築基準法の関係で、材料告示の新設、それから設計基準の告示、建築基準法関係では、これが残っている。おそらく、こういうふうな、これについても建築基準法の法的な改定というか、これも認められるようなことかと思うんですけども、これがクリアされれば、先ほど言ったように、爆発的な、それによる木材の需要が喚起されると思うんですけども、こういう見通しは、町長、どういうふうに思われますかね。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 私は、そういう面で専門家ではないので、今後の見通しというのはわかりませんが、これまでの、今の建築全体の、このいろんな建築材料というのはあるんですけども、そういういろんな建築材料として、それに適したものというのは、構造的に強度があるということと同時に、やはりコストが一番大きく、これがウエイトを占めるわけです。

ですから、このコストが、いわゆる鉄骨材のかわりに、CLT・直交板の材料が使われるわけですが、同等以下であれば利用される。普及していくと。

ただ、値段的にそのものだけのトン当たりの値段だけじゃなくって、全体、いろんなCLTつくった場合の建築上のメリット、よさというものが加味されてくるんですけども、どちらにしても、建築全体のコストがCLTを利用した場合に、かなり軽減できると。

例えば、マンションなんかつくられても、CLTでつくったから、高いから、価格が高くていいというわけには、これでは普及はしないと思います。

そういう意味で、これまでも、このCLTと言われるまでにも、先ほど言いましたように、集成材としては、十分ずっと前からあったわけです。

建築基準法上も、その構造材については、そういう特別な申請をして、審査を受ければ、これまでもできたわけですね。

でも、それがどうしても普及、あまりしていなかったというのは、鉄骨、鉄なんかと比べると、非常にコストが高くなったというところに、当然、普及しなかった大きな原因があるわけで、私は、なかなか、そういう面ですぐには爆発的に、これが普及し、木材の需要が高まっていくということに対しての期待は、あまり、私はできないなというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8番（金谷英志君） 集成材、いろいろ今まで梁なんかを使う集成材なんかも使われてきたところがあります。

今回のそのCLTのパネルにしているのは、この新しいものだと思うんです。このパネルの規格が、だいたい16.5メートル。それから、幅が1.25から3メートルぐらいの規格。ですから大きな板なんです。分厚い。壁です。

ですから、そういうふうなものについては、新しい農林規格もできましたということですね。

それから、先ほど言いました、農水省の農林規格の制定ですけども、これは、国の成長戦略の中でも早期の実用化が求められて、異例のスピードでJAS規格が実現したと。新聞報道ですけど、当該JAS規格が施行された後、登録認定機関による製造業者等の認定が済むと、JASマーク付き直交集成板の市場流通が始まると、こういうふうな新聞記事もあります。

ですから、そういうふうな法的にも整備され、規格もできたということになれば、ある程度、町長が懸念されているような、そういうふうな、これまでのやつも、ある程度、お墨付きをもらえるということでは、需要は増えるのではないかと、私は、思うんですけども、改めていかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） ですから、需要は当然増えると思います。また、国も力を入れて、この普及のために、いろいろな施策も出してくるというふうに思います。

ただ、それは、今、金谷議員が言われた、爆発的にこれから、このCLTによって木材がもっと、どんどんと活性化して、原材料、木材が足りないというような状況ですね、ある意味では、需要と供給の関係の中で、需要が高まって供給が少ない。それによって木材価格が上がっていくいう、こういうところになれば、一番いいわけですがけれども、そういうことは、すぐには、なかなか期待、国が言ったり、新聞報道で、今、報道されているような、将来明るい、明るいばかりの夢では、それに期待をかけることは、非常に難しいなというふうに、私は、思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8番（金谷英志君） 期待は難しいにしても、やっぱり検討はされるべきだと思うんですけども、今回、地方総合戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略、地方版のそういう戦略もつくらなあかんということになっています。

ですから、石破大臣が挨拶の中で、石破大臣は地方再生の担当大臣ですから、その中で、改めてCLTに言及されたというのは、こういうことも取り組んでは、地方再生ではない。創生いうのは、今までやっておったことを、また、再生するんじゃなくて、創生するというのは、新しい仕事をつくるんだということも意味あるそうですから、そういう面では、この石破大臣の発言からしたら、町でつくる、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも、これ位置づけては、私、どうかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） なかなかCLTを、これを位置づけるというのは、町としては、特別にこれを位置づけるというのは、国としての考え方、木材の今後の大きな、活用、需要としての方針、これは国は、今現在、木材の国産材としての率が20数パーセントになってしまっているわけですね。これを、何とか50パーセントにしたいという大きな目標を掲げているわけです。

しかし、これまで国も、いろいろと木材、森林関係にいろんなことを政策として打ち出してきていますけれども、本当にこれと、大きな効果が実際に発揮できるようなものはなかったわけです。

そういう中で、このCLTという新しい工法だということで、打ち出されてきたんですけども、これが私は、早くJASの認定を取ったり、いろいろとできたというのは、国の方針もありますし、これまでも長年にわたって、この建築基準法、また、木材の耐火について、もう既に研究がなされてきて、早く本当は国の法律の見直し、規制緩和をしなきゃいけない状況に入っていましたから、そういう中で、そういう認定がなされたんだというふうに、私は、裏の事情はそういうふうに思っております。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8番（金谷英志君） 全国的な、この取り組みですけれども、高知県のほか、先ほど言いました岡山県の真庭市は、バイオエネルギーの利用やCLTの開発を中心とした地域おこしを行っている。

それから、東北岩手では、宮古、それから遠野、気仙の3つの木工団地が連携してCLT、バイオマス発電、水素の活用に林業の振興を図る構想について、先ほどの会議の中で報告しているというふうな全国的な状況です。

ですから、私、今回の質問は、町の森林活性化計画の中に新たな需要として、このCLTも検討してはどうかということなんですけれども、その点、最後にいかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 同じ答えになりますけれども、まあまあ、その真庭市が、そうした取り組みで、全国的に注目されているというのは、これはやはり銘建工業という、実際にこれまで木材を加工し、集成材をつくり、CLTも集成材です。

そういう事業が、大きな工場が既にあって、その実績があり、全国からの引き合いもあり、そういう中で、また逆に、その副産物として出てくる材料をバイオマス発電に使ったりということで、なかなか他の市町で、同じことをやったりとか、検討しても、これはなかなか小さな、それぞれの自治体、特に佐用町のような町で、そこまで、加工までしながら、全てうまく木材を加工し、流通し、活用するということまでは難しいと思います。

だから、そういう意味で、佐用町としては、周辺のいろいろな事業、計画と一緒に参加をしながら取り組むこと、そのことが、一番私は、着実にできている。実際にできる計画ではないかなというふうに思います。

[金谷君 挙手]

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8番（金谷英志君） 本町で、そういう工場とか、そういうふうなんつくってということも事業の一つでしょうけれども、町長言われたように、真庭市は、この町の森林活性化計画の中にも、真庭市にバイオ材料としてバイオ発電の材料として持って行くというような計画もありますから、その中で真庭市が取り組んでいるCLTについての、そこに供給するという検討はどうでしょうかということなんですよ。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 先ほど言いましたように、木材を直接、例えば会社との契約でできるようなルートができるのかどうか。ここは、それが有利に、例えば契約栽培のような形

です。企業と、そういう契約で出荷ができるというのであれば、それは、町としても、そういう努力はしたらいと思います。

ただ、本来、多分、佐用町だけではない。周辺の地域もみんな同じような、いろいろと、こういう事業に取り組んでいるわけでありまして、そのために木材市場というのがあって、そこに出荷をして、そこから、また、それぞれの用途に供給しているという形ですから、そこに直接搬入することを計画することで、CLTの材料が供給とか需要が増えるというんじゃなくて、CLTそのものが増えれば、全体の木材需要として高まってくると。その中で、各市場での取引価格も高くなるということであり、どちらもあまり大きく差はないなというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8番（金谷英志君） 森林活性化計画には、それも町全体の森林活性も含めた中で検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次、学校統合は住民合意を基本について伺います。

今年1月に出された文部科学省・中央教育審議会の通知公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引一少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて一の中の基本的な考え方として、学校規模適正化の検討は、さまざまな要素が絡む困難な課題ですが、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきものと同時に、小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、さまざまな機能もあわせ持っており、まちづくりのあり方と密接不可分という性格も持っている。このため、具体的な検討については、行政が一方的に進める性格のものではなく、保護者や地域住民の十分な理解を得るなど、地域とともにある学校づくりの視点をふまえた丁寧な議論を行う必要があることは言うまでもありませんとしています。

町学校規模適正化推進計画でも、推進に関する重点事項として、保護者や地域の皆様と学校、行政が一体となり十分な理解と協力を得ながら進めていくことが最も重要なことと考えていますとなっています。そこで伺います。

中学校統合の具体的スケジュール計画はどうなっていますか。

手引きでは、課題を挙げる一方、小規模校のメリット最大化も挙げています。学校統合は住民合意が基本です。理解を得るためのメリット、デメリットなどの情報共有をどう図るのか。教育長に伺います。

議長（石黒永剛君） 教育長、答弁。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） それでは、金谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

なお、本日、中学校3年生が公立高校の一般入試の試験を、今、受けている最中だと思えます。

また、これからも地域に出て活躍してくれると思います。どうかよろしく申し上げます。

それでは、お答えします。

まず、最初に中学校統合の具体的なスケジュール計画はどうなっているかのご質問にお答えいたします。

このことにつきましては、議会に設置されました学校・保育園規模適正化調査特別委員会などでもご説明してまいりましたが、学校の規模適正化にかかる協議は、PTAの皆さんや自治会長はじめ、地域の多くの皆さんと協議・検討を行う必要があるため、校区や校種が異なる小学校と中学校の協議を同時に進めることは、各地域、校区での協議が錯綜混乱することが想定され、大変難しいものと考えております。

このようなことから、中学校についての具体的な協議につきましては、現在進めております小学校の統廃合が、一定の方向性が決まった上で進めてまいりたいと考えているところです。

次に、2点目の手引きでは、課題を挙げる一方、小規模校のメリット最大化策も挙げています。学校統合は、住民合意が基本です。理解を得るためのメリット、デメリットなどの情報共有をどう図るのかのご質問でございますが、今回、文部科学省が公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等にかかる手引を平成27年1月27日にネット上で示しておりますが、佐用町におきましても規模適正化計画の推進当初から各校区での推進計画の説明会や懇談会、協議会で、規模適正化の必要性、小規模校のメリット、デメリット等についての議論を重ねながら今日に至っているところでございます。

特に適正規模についての考え方は、議会の調査特別委員会等でご説明してまいりましたとおり、文部科学省が示す小中学校の学級数の基準は、適正規模校として学級数が12から18学級で、小学校の小規模校は学級数が6から11学級、過小規模校は5学級以下、中学校の小規模校は、学級数が3から11学級、過小規模校は2学級以下となっているところです。

本町の実情は、ご承知のとおり極端に児童数の少ない学級数が5学級以下の複式学級を有する小学校の過小規模校が数校存在する状況でありましたけれども、平成27年度は1校となる予定です。

このため、学校規模適正化計画では、複式学級がある過小規模校の解消を重要課題とし取り組んできたところです。

規模適正化の推進計画では、地域特性や保護者アンケート等を考慮し、佐用町の実情に合わせた小学校の目標規模として、学級数が6学級以上の小規模校としております。先に申しました国が示す適正規模校には至っておりませんが、できる限り地域の実情に合わせた集団教育や社会性や規範意識を身につけさせることが、より可能な規模を目指して、過小規模校から小規模校へと目標を置き、地域の皆さんと、関係者と協議を行っているところでございます。

議員ご指摘の、文科省が示す小規模校のメリット最大化策は、離島や通学距離があまりにも遠くなってしまう場合など、統合が非常に困難な場合の施策が示されているものと認識をしているところです。

今後の推進におきましても、まず、学校適正規模について十分な協議を重ねながら、これまでと同様に小規模校の考え方について、地域の皆さんとともに情報を共有しながら、児童・生徒にとってよりよい教育環境の実現に向け、ご理解を得ていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いし、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君）

金谷君。

8 番（金谷英志君） 最初にお伺いしたいんですけども、最初に学校規模適正化の計画を出される時に、学校適正規模検討作業部会報告書いうのが出されて、なぜ、これを諮問されたかという中で、平成 17 年 10 月に佐用郡 4 町が合併してから、3 年が経過するが、少子化、過疎化の進行などにより、町内の小中学校の児童数は一貫して減少している。こういう状況を述べて、その中で、一方で、町財政も厳しい状況が続く中、将来の安定したまちづくりのため、行財政改革が強く求められている。これに対応して、途中抜かしますけれども、佐用町の教育基本方針や地域の実情に沿う学校の適正規模配置についての計画づくりが求められると、こういう諮問理由が挙げられて、町行政改革、強く求められている、これに対応してというのは、どういう意味なんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 教育長。

教育長（勝山 剛君） 総合計画の中にも、今後、学校規模の適正化、これを図るべきであろう。そういう文言が 1 行入っております。そういうことと、それから佐用町の実情もあります。全国各地いろんな形で適正化計画が推進されております。

そういう状況も見た時に、子供たちの教育環境を整えるということが第 1 であります。その中で、学校統合適正化を図ることによって、財政的に、さらに使い道をかえていく。削減ということもありましようけれども、私は、学校の子供たちの教育環境を整えるということは、子供をたくさんにすることだけじゃなくって、そこに教育機器だとか、いろんな教育に子供たちの教育活動に関するものの充実を図ると、そういう意味で、私は捉えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8 番（金谷英志君） 先ほど、中学校の統合のスケジュールについては、小学校が終わってからということですけども、最初の計画の中では、中学校は基準年度、平成 34 年ということになっています。これの期限は、そのまま小学校終わってからと年数がまだありますから、その点では、この基準年 34 年というのは、変わりはないのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほど来というか、今までも申しておりますように、規模適正化計画を出させていただき、今現在、小学校の規模適正化進めているわけですけども、これにつきましては、計画どおりいかない場合もあるということは、従前からみなさんにもお話ししたところです。

それは、なぜかという、先ほど来、議員がおっしゃっておりますように、やはり少なくとも一人でも多くの方のご理解を得ないと、この大きなことはでき兼ねるということ。

そして、子供たちの教育の場でありますので、皆さんから理解や支援をしていただかな

いと、これはさらに充実は見込めない。そういう思いでありますので、計画は、皆さんにお知らせをしておりますけれども、それより遅れたり、また、早くなる場合もあるかも分かりませんが、そういうことをご理解いただきたいと思います。

〔教育課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 教育課長。

教育課長（坂本博美君） 計画についての長短があるというのは、協議の状況によって、今、教育長が説明したとおりでと思うんですけれども、ただ今、議員さんが言われた基準年度、これはちょっと解釈を説明しておきますけれども、小学校が平成 28 年、中学校が 34 年に設定しているのは、その年にめがけて統廃合するということじゃなくって、これは目標とする学校規模の基準年度、いうのは、児童数、生徒数を、当時、平成 22 年の時から想定してまいりまして、ゼロ歳児が小学校へ上がる時、それから中学校に上がる時、想定できる、一番現実可能な数値が読める範囲ですね、それを想定した場合は、小学校の場合が 28 年で何人、中学校の場合は 34 年まで見込めたわけです。

その時の想定する学校数の規模を、そこで先を見ると、その規模で、少なくとも 1 学級以上、中学校も小学校も、それが維持できる規模を想定しながら、現在その時点で統廃合を進めていくという目標にした数字なので、これは決して、この時に統廃合をお互いに小学校も中学校もするという数字じゃないんです。そこだけ、ちょっとご理解いただきたい。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） そうですね。計画の中にも、過小規模校となることが予測されるから基準年を設けたということですか。はい、分かります。

それから、町の振興基本計画、27 年度新しく立てられる。この 26 年度までの計画から、ちょっとお聞きしたいんですけれども、その中で、重点目標として「夢」をはぐくむ、重点目標 1 の中で、子どもたちの思いや学力・体力を把握し、実態に即した特色のある教育課程・保育課程を編成する。「夢」をはぐくむ教育を推進していく。

それから、重点目標の 2 は、「生きる力」を培う。基礎的・基本的な知識や技能、思考力・判断力を必要とする問題解決能力、学ぶ意欲等も含めた確かな学力の定着を図り、心身ともに健全な子どもを育成する。

重点目標の 3 が、豊かな人間性や社会性を育てる。自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を育てることが大切である。互いを思いやり、命や人権を大切にする心の教育を進めていく。

こういうふうに重点目標掲げて、なぜ、こういうふうな、この重点目標、今までの基本計画の中を言ったかといいますと、これに即して、小規模校が課題として挙げている。手引の中でも挙げていますし、町の適正化計画の中でも挙げていることが、手引の中では 14 項目あります。

課題として一つが、クラス替えが全部又は一部の学年でできない。2、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。これを課題としてということは、先ほどの町教委が教育振興基本計画の中で挙げている、この目標を達成するためには、これが課題なんだという捉え

方なんです。ですから、今言いました3つについては、クラス替えができない。切磋琢磨できない。習熟度別のクラスを置くと、多様な指導形態がとりにくいと。これが、先ほど言った目標から言ったら、何が、具体的には課題なんですか。という認識なんですか。

〔教育長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） ちょっと、もう一つ、私、理解できない部分があるんですけども…。複式学級解消ということを適正化計画では、メインに挙げました。

〔金谷君「小学校はね」と呼ぶ〕

教育長（勝山 剛君） 小学校はね。

で、そのことによって、いろいろと議論を、意見をいただいたり、時には、小規模校が、過小規模校が、なぜ不都合なんだというご意見もありました。

けども、子供たちの思いとしては、大勢の友達をつくりたいという、やっぱり人間としての思いというのか、そういうものを、私は持っていると思っています。これは、昔の私たちが小さい時も、今も、これは基本的には変わらないと信じておるわけです。

そういうことからすると、もっともっと、そういう場面を、私たちがつくってやる必要があるのではないかと。

今、子育て中といいますか、乳幼児を抱えておられる方なんかでも、やはり地域の人や周りの人たちと触れ合う機会を求めておられる方が、非常に私は多いと思っています。

そういうことで、基本は、そういうところから、やはり学校の教育を進めていく中で、10人よりも20人、20人よりも30人、そういう多数の意見を聞くことによって、自分の考えを判断していく。こういう場面が、私は望ましいという思いを持っております。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8番（金谷英志君） 多数の中で、一番最初の町の教育振興基本計画を目標として挙げられている、それに沿った中での目標を達成するには、これだけの課題がある。多くだからということだけでなく、質問としては、教育目標を挙げている、それに目標が達成できない。簡単に言うと、達成できないための、その課題であり障害であるというような認識で、ですから、適正化をするんだということですから、具体的な、これが課題になっているのかという質問なんです。

〔教育課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 今、教育長のほうから総体的に集団教育、学校教育、社会教育が教

える場の定義をされたと思うんですけれども、具体的に最初に教育長のほうからもあったんですけれども、過小規模校を何とかなくしていきたいということは、過小規模校の課題というのは、この特別委員会でもお話ししましたけれども、必要性の中に、当然、2つの学級が複式学級になっていく。複式学級は数クラス入るわけですね。

それから、複式学級のメリット、デメリットというのは説明したと思うんですけれども、どうしても規則的には、一人の先生が2つの学級を教えるということで、同一時刻内に2つの学年を教える、半分半分の授業になるという宿命を説明したと思うんですけれども、同じ先生が、そういう宿命の中でやって、児童、生徒は半分の時間で1年間の教育課程を終わってしまうというようなことがあるので、それは絶対不利な条件ではね。1人の先生が2つのクラスを教えるというのと、それから、学校の教育のいろいろケースがあるんですけれども、まずは集団教育の中で一番大事なグループ学習とか、そういうチーム編成をして、互いに意見交換をするような場が圧倒的に少ない。複式学級になると、一組もできないような状況も出てきます。学力的にも、そういう、それから社会的な意識向上のためにも、圧倒的な過小規模校というのは、不利な要素があるわけです。

だから、それはまず一番の重要課題にして、それを何とか少なくとも、適正規模校にいかないけれども、小規模校ぐらいな規模、1学級が20人ぐらいで、それから各学年一つは最低そういう規模というのを、佐用町の場合は目指していきたいということで、その計画は進めているわけでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8番（金谷英志君） これ14項目、手引の中で、いろいろ課題として挙げている、これ一つ一つによって、この町が挙げている基本計画に則った上での課題を一つ一つ検証しようというたら大変ですから、こういうこともあるということで、お含みして次ですけど。

それから、学級数に関する視点としては、さっきの人数ですけど、クラス替えが全部の学年でできないとか、先ほど言いましたね。

それから、教員数が少なくなる。これについての課題として、経験年数やバランスのとれた教職員配置や指導の充実が困難となると。それから、教員個人の力量への依存度が高まる。教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になる。こういうふうな教員数が少なくなる、生徒数も少なくなると、それに対応して教員数も少なくなる。この教員数が少なくなることに対する課題、いろいろこれも11項目にわたって手引では挙げているんですね。

これでも過小規模校で、こういうふうなことがありますけど、やっぱりそれは、小規模校ぐらいには戻す。戻すいうか、小規模校ぐらいにしたら、それが解決できるということなんじゃないかな。よりましだということではあるんでしょうけれども、これで、この課題として手引が挙げているようなことが、小規模校になったからといって解決できるんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 教育長。

教育長（勝山 剛君） 一つは、議員おっしゃったように、学校規模が小さくなれば、教員

数が減っていく。これはもう当然のことですね。

そうなってくると、教職員は、例えば、小規模、中規模、それから大規模の学校も過小規模校の学校も校務分掌、行政では事務分掌と言いますけれども、校務分掌は同じであります。

そこに大きい学校であれば、一人が1つか2つ持ったらバランスよくいくんですけども、一人が5つも6つも持たないといけないような状況になってまいります。1年間通して、そういう仕事があるかいうたら、そうではないんだけども、そういう仕事もありますし、学期末に集中してくる仕事もあるわけですね。

そうなってくると、子供と接する時間が、どうしても短くなる。そういうことを解消するためには、学校を少し規模を大きくして、先生の定員を多くもらうと。そのことによって、子供たちとの接触、触れ合う時間が確保できる。これはあります。

今現在、例えば、佐用町の実情を言いますと、今、例えば上津中学校、それから三日月中学校、中学校で言えば、この2校と上月もそうですけれども、1学年1学級です。

〔金谷君「はい」と呼ぶ〕

教育長（勝山 剛君） 3人の担任で済むわけです。けども、教科別にしますので、中学校は9教科というのが基準になっておりまして、9教科保障ということで1名の加配がつかます。3クラスの場合ね。

でも、それでも足りません。ですから、教科担任が何人かおられます。しかし、全て国語、数学、ずっと教科、全部1人ずつです。だから、1人の先生が、国語の先生であれば、1年生、2年生、3年生の国語を教えなければならない。

それで、大規模校へ行くと、例えば、3、4クラスある学年であれば、1人国語の先生は、1人で1学年が持てたわけです。だから、2人ないし3人おったら、だいたいいたわけですけども、1人の先生で3学年全てやらないといけない。こうなってくると教材研究なんかも大変です。実際問題ね。テストも3種類つくらなければなりません。

やっぱり先生の活動そのものも、ある程度の規模があるほうが、全体的なバランスとしてはいいわけで、先ほど言いました、年齢的なことや、それから男性、女性の教員のバランス的なもの、そういうものも人数が多くなれば取りやすくなります。少なくなれば極端な場面が出てきます。そういう現状はありますね。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 一方で、その手引の中で、小規模校のメリット最大化策、先ほど、教育長は、離島とか、統合できないようなところのためと言われましたけれども、やっぱり地域がそれを望んでいるところも、手引の中では、統合しないというふうな選択肢のうち4つありましたから、その地域が選んだ場合も、そういうふうな最大化したメリットの小規模校の採択策を生かした方策が取れるというふうな手引になっていますから、一概に教育長が言われたように、物理的にそういう統合できないところだけがメリット最大化策を手引は示しているわけではないと思うんですけども。

それから、少人数を生かした指導の充実として、メリットですはね、それが一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細やかな指導が行いやすいと。これはメリットなんですね。それから、意見や感想を発表でき

る機会が多くなる。さかざまな活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である等々、10項目ぐらいそれを挙げて、こういうふうに挙げているんですけども、先ほどのデメリットの部分をおいてまでも、小規模校のメリットを生かした教育も、先ほど町の教育振興基本計画の中に則った、そういう計画ができるんじゃないでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 教育長。

教育長（勝山 剛君） メリット、デメリットの話になると、非常に難しい部分があります。

過小規模校、小規模校、あまり差はないと思うんですけども、一つ、今、議員がおっしゃいましたように、人数が少なければ、一人一人の発言の機会が多いかも分かりません。

しかし、5人程度であれば、5つしか出てこないわけですよ。それで、意見が言えたからいいのか。とも言えない部分がございます。

それと、丁寧に先生が一人一人にかかわってできる。これもいいかも分かりません。いいんです。けれども、そのことによって、子供が本当に自分の力で学ぶ力がつくのかどうか。この境目というのは、非常に難しい部分があります。

なかなか、一人でさせようと突き放しても、やはり頼ってくる場面が、私は多いように感じますし、いやいや、そうじゃない。5人、10人の中で、1人、2人は、しっかりと普段の個別指導、個別のかかわり方によって、自分の力をグングン伸ばしていく子供も中にはおりますけれども、しかし、そういうメリット、デメリットの議論しますと、どうしても裏表、表裏というのは、微妙にものすごく近いわけなので、これぐらいにさせていただきたいと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8番（金谷英志君） それこそ、本当に手引でも挙げているように、多項目にわたって、こういうふうなデメリット、メリット、それから方策についても挙げ、それから、そのデメリット策の緩和策みたいなのも、手引では挙げて、例えば、緩和策では、上級生が少ないことに対して、上級生がリーダー役となった異学年集団での協働学習や体験学習を年間を通じて計画的に実施するとか、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の導入を契機として、学校教育活動への地域人材の効果的な参画を促進して、社会性を涵養するとか、そういうふうな緩和策まで手引では出して、懇切丁寧に、そういうことも想定されるだろうというふうなことも出ています。

ですから、そういうふうな、今、教育長としてしているような議論を、やっぱり地域住民の人にもメリット、デメリット、難しい。教育長、本当にそうなんです。ですから、そういう情報を提供することが、私、この今回質問で、地域の方との、そういう情報も共有して一緒に考えていきたいと思いますということなですね。その点は、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 教育長。

教育長（勝山 剛君） ここ2、3年間、適正化の推進にかかわらせていただきまして、地域で、また、いろんな地域の方と出会った時に、そういう話題もいつものようにお聞きして、議論することがあったわけですがけれども、やはり形式的な会、これも大事なんですけども、やはり腹を割って、膝を交えて、今の子供たちの現状から見て、どうあるべきなのか。また、学校として子供に生きる力を育むためには、どういう接し方が必要なのか。こういうことも、これからも議論を重ねていかないといけないと思っておりますし、特に、私は、先ほど言いました生きる力とは、将来自分で、自分の目標に向かって、しっかりと歩んでいく、自分で生きていく、そういう力も、たくさんその中に入っていると思います。

ですから、手をかけなければならない。子供たちに一生懸命、手をかけてやらないといけない部分もありますけれども、子供たちが将来自立するためには、どうしたらいいのか。このことを、必ずいつも考えながら子どもに接していかないと、弱い子供を育てるのではないかと、そういう危惧もしているところです。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷君。あと5分になってますから。

8番（金谷英志君） 教育長が、そう言われるように、町の教育基本計画で述べておられるように、その実践だと、私も思います。

それから、もう一つ情報の提供でお聞きしたいのが、施設整備については、既存施設の活用を図りながら、できる限り増改築等の経費がかからない方法で推進したいと。これ、中学校についてお聞きしたいんです。小学校は、既存の小学校に統合するということになりましたから、中学校についても、やっぱりこの既存の施設を利用すると。現段階では、どういうお考えでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 教育長。

教育長（勝山 剛君） 教育委員会、教育長の立場としては、基本計画、適正化計画を出した段階で、既存の学校と、施設ということで示しております。そういうことの基本ベースは変わりません。

しかし、今後、いろんな形で、いろいろな方々とお話ししたり、町の将来的な展望とか、そういうことも多分、10年節目になりましたので、いろんな意見も出てこようかと思いません。そういう中で、また、議論を重ねていきたいと思っています。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 金谷君。

8番（金谷英志君） 施設、どの校舎、どの学校を整備するかということについては、通学距離も関係してくると思うんですね。

この手引の中では、通学距離については、小学校でおおむね4キロ、中学校でおおむね

6キロ。また、時間としては、時間の目安としては1時間。スクールバスの導入や、交通機関の活用事例を見ても、徒歩や自転車による通学を前提とした通学距離だけで設定することは実態にそぐわないとして、目安としてですけど、おおむね1時間以内と設定する例が多いと、こういうことを佐用町1校になれば、全地域から一つの学校に通うということですから、通学時間についても、これは情報の共有が必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 教育長。

教育長（勝山 剛君） 町1校というお話を、意見されましたので、その観点から通学を見ると、ほぼ1時間以内でいけると、これは思います。

しかし、それでいいのかどうかですね。中学校でありましたら、部活動のことだとか、放課後の活用、そういうこともございますので、全体的な視野から見るべきだろうと、そのようにも考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8番（金谷英志君） はい、最後にします。

今、るる教育長と議論した中のこういうことも地域住民と一緒にになって結論を出すということですから、地域で住民に説明される場合は、その情報の提供をちゃんとしていただきたいと思います。

私の質問を終わります。

議長（石黒永剛君） 金谷英志君の発言は終わりました。

続いて、3番、小林裕和君の発言を許可します。小林裕和君。

〔3番 小林裕和君 登壇〕

3番（小林裕和君） 3番の小林裕和です。

初めて質問に立たさせていただいておりますが、少し緊張をしております。

また、1年前までは、今と違う立場で仕事をさせていただいておりましたので、少し、反省の念も持ちながらの質問になると思いますが、よろしくお願いをいたします。

まず、最初は、活性化を目指して取り組む地域活動の現状と新たな支援策について質問をさせていただきます。

平成27年度の予算案も3月4日に提案され、5日、6日の予算委員会で審議をし、委員会は可決となりました。国が重要施策に挙げている地方創生関連予算も新規事業として計上されていますが、従前より継続している地域活性化を目的とした各活動組織等の予算も確保されていました。予算的には各活動組織等の計画なり要望を受けての予算計上だと判断しております。

本町でも、中山間地域が共有する少子高齢化、過疎化が日一日と進んでいます。

従来より、集落対策や産業の振興をはじめ、福祉、医療、教育、交通など、解決すべき

さまざまな課題が生じる中、その解決と地域の振興に向けて数々の取り組みが進められてきました。

こうした中での活性化を目指した地域の活動の取り組みは、合併以前の旧町時代から農村振興を柱とし、観光振興も含め一部の集落・地域では都市部との交流を先進的に進めたり、組織的に運営している生産拠点施設、また、新しい展開を目指し、その地域の特性を生かしたイベント活動や農業等の体験、特産品の開発等で活路を見出そうとする集落・地域・組織もありますが、高齢化等により、これらさまざまな取り組みの停滞や農業生産物及び加工品の販売ルートが限定的であったりして、まだまだ、十分な成果が発揮されている状況ではないように感じられます。

このような状況を打破するためには、専門的知識を有する人材とそのネットワークを活用して、現在の取り組みからステップアップし、新たな展開を目指して数々の手法を生み出す体制の強化、支援策が求められていると考えますが町長の見解をお伺いします。

まず、1つ目、現在の取り組み状況、活動をどのように評価し検証されているのでしょうか。

2つ目、活性化を目指した現在の地域活動を支援する行政として、改善すべき課題、問題点は、どのようなものがあるのでしょうか。

3つ目、活性化を目指した現在の地域活動への今後の取り組みと新たな支援策はいかなもののでしょうか。

この場での質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（石黒永剛君） 町長、答弁願ひます。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、小林議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

活性化を目指して取り組む地域活動の現状と新たな支援策についてということであり、地域づくりと、農林振興の面から、まず、お答えをさせていただきます。

まず、企画防災課が担当しております地域づくり協議会につきまして、1点目の現在の取組状況、活動をどのように評価し検証をしているのかについてでございますが、地域づくり協議会の目的は、地域課題の解決に取り組むことで、住んでよかったと思える地域をつくることにあります。そのために、地域住民相互の交流を深めるふれあい事業、日常生活の不便を解消する等の地域課題解決事業に取り組んでいただいているところであります。ふれあい事業の主なものといたしましては、グラウンドゴルフなどのスポーツ大会、歩こう会、ふれあい喫茶、ラジオ体操会、納涼祭りなど多くの協議会で開催をされており、安全安心のまちづくりでは、小学校と協力して防災訓練や、警察と協力して交通安全講習会、防犯講習会などを開催をしております。

地域課題解決事業といたしましては、それぞれの地域づくり協議会の取り組みにより異なりますが、主なものといたしましては、てんぷら油の廃油回収、市民農園、地域交通の運行、獣害鳥獣の捕獲のためのわな猟講習会、甲冑づくり、花しょうぶ園への支援、蛍の飼育、ハイキングコースの整備、カブト虫の養殖、薬草の栽培、また、販売など地域特性にあった事業が、今、展開をされております。また、大阪大学、兵庫県立大学、関西学院大学、関西大学、島根大学、神戸学院大学等と連携をして、その教授や学生のネットワークを活用し、専門知識を取り入れた事業展開をいただいている地域もございます。評価及び検証につきましては、各協議会センター長及び担当者に対して予算策定時にヒアリングを実施し、協議会の活動状況、今後の取り組み、活動する上での課題等を、それぞれ

再確認をいたしております。

次に、農林水産振興の点から、豊福、乙大木谷、田和などの特定の集落に限られておりますが、農産物を活用して都市住民との交流事業や企業連携活動により、地域の活性化を図っていただいている集落もございます。

本町といたしましてもこのような活動につきましては、地域活性化推進事業補助金による支援や交流イベント時の人的支援を行っているところでございます。

活動の評価と検証につきましては、活動実績及び報告について交流人口や地元参加者数の把握などによって行っているというのが現状であります。

交流人口は減少傾向にある集落が、当然、多くなっておりますが、高齢化の進む中で、集落ぐるみでのイベント活動や、活動継続の基盤となります農村風景の維持を地域の皆さんで行われていることは、評価に値するというふうに考えております。

2点目の活性化を目指した現在の地域活動を支援する行政として、改善すべき課題、問題点はというご質問でございますが、現在、町では地域づくり協議会を総合的に支援するため、各地域づくり協議会に地域づくりセンターと担当職員を配し、地域づくりセンター長からの相談や地域づくりに関する支援と助言を行っているところであります。

また、学校跡地活用などの新たな地域課題も次々と出てきたため、全庁体制で支援するべく地域活性化支援会議を設置し、それぞれの地域づくり協議会からの要請があれば、各分野の知識を持った職員を派遣する体制にいたしております。

地域づくりのそれぞれの協議が進む中においては、職員によるワーキングチームを結成し、事業実施に向け、さらに踏み込んだ支援をしていくことといたしております。

早いところでは、地域づくり協議会ができてから既に10年を迎えようとしておりますが、途中、地域づくりの取り組みの熟成度が異なっている現状がございましたので、町では平成24年度に島根大学の作野先生をお迎えし、各地域づくり協議会からリーダーとなっただいただいている各6名程度の方にご出席をいただき、地域づくり講座を開催しワークショップなどを行うことで、自分たちの必要な地域づくりについて議論をしていただいたところでございます。

また、平成25年度には、地域づくりの補助制度を地域自治包括交付金制度に改め、地域の皆さんが地域で使いやすい形にしてまいりました。その後、各地域づくりが徐々に変化してきているように感じております。今後はさらに弾みをつけるために、役場職員が自分の地域づくりに関わることができるようにするなど、もう少し踏み込んだ支援を、当然していくことが今後の課題ではないかと思っております。

また、町内では少子高齢化が急激な速度で進んでおりますので、地域課題を解決するための事業、日常生活の不便を解消する事業などへの取り組みの必要性が増えてきており、行政として効果的な支援をいかに行うかといったことも大きな課題であるというふうに考えます。

農林水産振興の観点からは、補助金支援制度につきましては、集落の自立促進のためにも事業内容によっては期限付きの補助をすること、また、高齢化による人的不足につきましては、都市交流や企業連携を人的支援の方向に転換していくことや空き家を有効活用し、移住等による人口流入を促進していくこと、活性化の中心となる地域リーダーを育成していくことなど、改善すべき課題は、多々あるというふうに考えております。

3点目の活性化を目指した現在の地域活動への今後の取り組みと新たな支援策というご質問についてお答えをさせていただきます。町といたしましては、住民のやる気を引き出す仕組みづくり、女性や若者が参加しやすい組織づくりや地域課題を解決する活動が必要であると考えております。地域自治包括交付金制度を有効に活用していただき、地域づくり協議会がそれぞれの地域の課題解決事業に取り組む上で、必要な外部アドバイザーの活

用や、大学・企業との連携を推進し、より広くより多くの方に協力していただけるようにしてまいりたいと考えているところであります。

農林水産振興関係の今後の取り組みといたしましては、今までと同様の補助金による支援、人的支援を、先ほど述べました農林振興面の課題検討を踏まえながら検証し、継続してまいりたいと考えております。また、新たな支援策につきましては、平成 27 年度からは、佐用町ふるさとづくり協議会を通じてとなりますが、体験農園の参加者を募り、不耕作地の解消策を講じて行き、少しでも地域の活性化につなげていきたいというふうに考えております。

以上で、このご質問に対するこの場での答弁といたします。

議長（石黒永剛君） 再質問を許可します。小林君。

3 番（小林裕和君） ありがとうございます。

少し、再質問させていただく中で、今、ご答弁いただいたことを都合よく解釈しているかもしれませんので、もし間違い等があれば、ご指摘いただければと思います。

最初にどのように評価し検証されているかの答弁ですけれども、答弁の中では、地域づくり協議会と農林に分けて答弁をしていただきましたので、僕は、ごっちゃになるかも分かりませんが、よろしくお願ひします。

地域づくり協議会では交流を深めるふれあい事業と、懸案事項の解消に向けての地域課題解決事業、ともに地域の事情、特色を生かした数多くの取り組みがなされております。農林においても交流事業や企業との連携等、そういう取り組みは評価できるものと、私も思います。

そこで、幾多の活動、取り組みがイベント的であったり、収益につながっていくような活動であったり、幾多の活動をする中で、それぞれの組織が収益性を目指している。答弁にもありましたけれども、市民農園も収益性につながっていく可能性もありますし、薬草の栽培、販売等もそうありますが、その収益性を目指しているような活動は、ほかにそういう活動は、今現在、計画なり続けられているものが、ことがあるのでしょうか。ちょっと、あれば教えていただければと思います。

議長（石黒永剛君） 答弁願ひます。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、久保企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 収益性というか、まずは地域づくり協議会の活動は、ふれあいづくりを基礎にして始まっています。

その中で収益につながればいいなということで、例えば、和紙づくりなどでやっていらっしやる場所があります。

例えば、今年、石井の地域づくり協議会では、兵庫高校と一緒に、県まで行かれて、こういう和紙づくりをして、披露されたということで、県民交流広場のコミュニティ賞、いきいき広場賞というようなものも受賞されておまして、これをもっともっと、ちゃんとして収益に結びつけたいという思いは聞いております。

また、三河などでも、昆虫を使って、昆虫の販売などをして収益につなげていきたい。そういうことも聞いておりますし、あとそれぞれの地域でふれあい活動から、さらに地域

課題を解決できるような事業につなげていきたい、つなげていていただきたいということも推進はしているところでございます。

[小林君 挙手]

議長（石黒永剛君） 小林君。

3 番（小林裕和君） 同じようなことで農林のほうにも何かありますか。

議長（石黒永剛君） 農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） 農林サイドの取り組みとしましては、少子高齢化による地域の活力の低下の解消ということの目的でやっております。そういう意味では、当初、収益性ということではなくして、要はお手伝いをいただくということが主でございましたけれども、最近では、例えば企業連携をされる所でありましたら、野菜とかお米の買い支えがありますから、そういう意味では、収益性ということが考えらるかと思えます。

[小林君 挙手]

議長（石黒永剛君） 小林君。

3 番（小林裕和君） そういう、それぞれの活動が将来収益性につながっていければ、僕はいいのかなと。

ふれあいで都市交流とか、そういうので活動のイベントだけで終わることもいいんでしょうけれども、できれば、そういうものから発展して、そういう収益性に、集落に少しでも収益がつながってくるような活動ができればなと思って、そういうことがあるのか、ないのかということ、今、ちょっとお伺いさせていただきました。

検証について、予算査定時、ヒアリングや活動実績等で確認をされているということなんですが、今の答弁でも予測はできるんですが、そういう内容について、ヒアリングなり活動実績の報告等で協議される内容の中に、収益性につながるような体制づくりとか、こういう支援をしてもらいたいとか、そういう議論とか相談というのは、そういうのあるんでしょうか。

[企画防災課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 例えば、先ほど、小林議員がおっしゃいました三日月の薬草づくり、これなどにつきましては、何とか支援をしていただきたいというような話を聞きまして、兵庫県立大学の先生に入ってくださいまして、その薬草関係の指導などをしていただいております。

あと、それぞれの地域に、その都度指導者がほしい。あるいは指導者に来てほしいというようなことを聞きますと、それぞれの地域に専門家を派遣するようなことを、われわれは間に入って、そういうような調整をしております。

[小林君 挙手]

議長（石黒永剛君） 小林君。

3番（小林裕和君） そういう地域と、活動組織とか、集落とか、そういう議論、会話をする中に、そういう要望等があれば、できれば最初に申しましたように、そういうことに、収益につながるようなことにつながればいいと思っていますので、そういうお話し合いを積極的にやっていただければなというふうに思います。

2つ目の改善すべき課題と問題点ですが、改善すべき課題や問題点は、地域活動の進捗によってレベルが上がっていくとともに、また、活発になればなるほど、また、新たな事象が出てくるもので、これで一気に解決というわけではないと思います。

現在では、地域づくり協議会にみならず、収益を目指すいろんな活動も含めて、地域の活性化に取り組んでいる各組織に共通して言えることは、聞けば、当分の間は継続できるけれども、高齢化によって後継者やリーダーとなり得る人の不足、また、そういうことにつながって、若い世代の人材の確保が困難なんだと。それから、活動のPR方法や普及方法がもう限界なんだと。

それから、外部の指導者。今、先ほど言われましたけれども、外部の指導者、助言はあるものの、加工品の開発や販路の開拓等の体制やノウハウがないんだというような声を聞くんですが、確かに、そういうことが、今一歩ではないかというふうに感じていますが、地域と、そういう協議をされて、同じようなことを感じておられるでしょうか。

[企画防災課長 挙手]

議長（石黒永剛君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 例えば、小林議員所属されている江川地域づくり協議会の地域交通などですね、将来的な運転手の確保とか、やっぱり人材が困難になるのではないかと、そういうふうに陥るのではないかとというようなこともお聞きすることもございます。

ただ、それぞれ自分たちの地域の中で、自分たちの力で、自分たちの地域を何とか活性化していきたいという活動でございますので、そのあたりには、我々も何とか、ほかの地域からでも人材投入ができないかとか、そういうところも、そういうことがあれば、指導なり、調整なりをしていきたいなというふうに考えております。

また、PR方法であるとか、販路の開拓につきましても、先ほど言いましたように、それぞれ、いろんな形でまちづくりの専門家の方に入ってきて、指導していただいている、そういうことのようなことも既に実施をしておりますので、そういう形で、いろんなアイデアを身につけていただきたいと思います。

ただ、やっぱり地域づくりは、それぞれの方が喜びを持ってやるというのが一番だと思うんですね。そこが一番課題かなというふうに思っていて、何とか、地域づくりをやることで、自分が喜びを持てるような、そんな地域づくりにしていっていただきたいなというふうに、私は考えております。

[小林君 挙手]

議長（石黒永剛君） 小林君。

3番（小林裕和君）　　そういう考えで、そういう状況の中を認識された上で、また、以前から、そういうことも思われておるんだと思うんですけども、昨年3月の一般質問で、岡本安夫議員の地域づくり協議会の課題の中で、協議会に事務処理能力のある職員が必要ではないかとの答弁での質問で、町長の答弁で、職員が補助的に事務処理を行っており、今後、職員が減少していく中で、課題解決に取り組む協議会に対して、体制等いかに支援するかを研究するというふうに答弁されています。

それで、今日の答弁の中で、全庁体制で地域活性化支援会議を設置されて必要に応じて職員派遣ができる体制をとっておるといふ答弁がありましたので、そういうことではないかという認識はしております。

このような支援は、地域づくり協議会の活動のみならず、農林業に関しても同様であるのではないかなというふうに考えております。

そこで、職員の支援のあり方について、ちょっとお伺いしたいと思います。職員の支援のあり方ですが、町長は常々、職員が住民に対しての接し方について、役場職員ではあるけれども、積極的に自ら進んで地域の一員として活動に参加しなければならぬのだということをおっしゃっております。

それで、確かに、そのことは職員としての責務であるし、考え方だろうというふうに思うんですが、行財政改革の中で、職員が減っていく中で、また、国、県からの事務移譲で業務が増えていきます。個々によっては自分の業務で手一杯になることもあります。また、職員の生活基盤の多様化によって、自ずから限界が見えてくるのではないかなと、限界があるのではないかなというふうに思います。

職員も、また変わっていきますし、例えば、県の担当者が入り込んで指導を受けていても県の担当者も変わっていきます。

その無理をすれば、結果的に中途半端になりはしないかなというふうな、ちょっと危惧をするわけですが、どのように思われているのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君）　　町長。

町長（庵途典章君）　　私は、同じ公務員でも、この町役場に勤める職員。これは、また町外から勤務している職員もおられますけれども、基本的に自分たちの町、自分の町の行政を担う、その職員として、いろんな仕事に当たっていると。そういう意味で、家に帰れば、これは地域の住民。地域の住民の構成員であります。そういう意識というか、認識はしっかりと持っておかないと、決して、公務員、町の役場だけで、自分がこの佐用町で生活しているわけではないということだと思います。

また、住民の皆さんも、いろんな目で、地域でみんなが、いろんな立場で、それぞれの役割を持って活動していただく中で、職員、町職員に対する期待というのは、やはり大きいものがあると思いますし、また、その期待に応えられる日常の仕事を担当しているのが町職員ではないかなというふうに思っております。

ただ、その仕事によっては、なかなか、まずは町職員としての与えられた仕事、しっかりと行うということが第一であります。その中で、仕事が忙しいからできないという言葉もありますけど、それは、その時の自分がどこまで、本当に努力しているかということであって、どんなに忙しくても、しっかりと、そういう行動、活動をしている職員は、職員としておりますし、仕事が、そういう意味では、忙しいということを理由に、できないということをおっしゃる、これを言うのは、これは私は、職員としての資質に欠けるとい

うふうに思っております。

次々と行政課題も多くありますし、いろんな制度によって、以前と比べても、町役場としての、いろんな行政事務というものが増えてきております。その中で、職員も合併以来減ってきておりますけれども、これは、今までが、合併して4町の職員が一緒になってしている上で、職員の戦力としては、合併してない町と比べたら、非常に職員数が逆に多い中で、いろんなことに、課題に取り組んでいるんだという認識も職員は持たないといけないと思っております。

ただ、10年たって、職員定数の問題もいろいろと皆さんからご意見もありますけれども、削減をしてきて、適正な、やっぱり必要な職員を確保しなきゃいけないということも、これも当然であります。

ただ、地域づくり協議会における支援の中で、事務的なことを支援すると。どうしてもお金を使いますから、これの経理とか管理、こういうことについて、役場職員、担当職員を配置する必要があるというようなことを求められるんですけども、私は、センター長の皆さんにもお願いをするのは、役場職員として、そういう事務的なことを全て職員が行っていくというのではなくって、補助はしていきますし、支援はしなきゃいけない。ただ、主体的な、自主的に、自分たちも、それぞれで行っていただけるように、そういう事務的なことばかりをするために、事業をすれば、それをするために手が取られて、事業がなかなか進まないとか、また、するのに対して抵抗があるというのでは、これは本末転倒だと思いますので、そういう意味で、職員のかかわりということについて、当然、役場職員としての立場でかかわる部分と、また、地域において自分たちが町民としてかかわっていく部分、しっかりと両方において、両面で職員は考えていかなきゃいけないということを、改めて思っております。

〔小林君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 小林君。

3番（小林裕和君） その職員、地域にかかわる、さっきの町長の答弁でも、当然、重要なことだと思います。

そういう中で、地域のそれぞれの活動について、かかわり方の度合いですね、度合いによって、いろんな差が出てくるというのも、実感して、町民が敏感に感じるようなことで、そのへんの努力いいますか、そういうのを今後も続けていっていただければというふうに思います。

そういう思いにならないように、やっていただければというふうに思います。

そういう今まで、ちょっと話しました、また、答弁をいただいた検証なり課題、問題を含めて、それで次、新たな支援策はどうだろうかということで、また、ちょっとお話しもさせていただきたいんですけども、佐用町ふるさとづくり協議会もあります。佐用町ふるさとづくり協議会は合併後、各集落、個別で取り組んでいた活動をステップアップさせ、将来的には収益を上げる。また、後継者の育成、また、それぞれの個別の組織、集落が相互協力、支援連携によって、集落維持を目指して、また、活動を続けてきました。

21年の災害があって、少しトーンダウンしたという影響もあるんですけども、ステップアップしようとするれば、そういう地道な努力と時間を要することです。

一つ考えられるのは、地域では予想だにしない発想での活動と、それを支援する体制が、もう少し必要であったんではないかなというふうに、ちょっと感じております。

答弁でもありましたように、住民のやる気を引き出す仕組みづくりや、女性や若者が参

加しやすい環境整備は、私も重要な取り組みだと考えています。外部アドバイザーの積極的な活用、また、大学、企業との連携もしかりです。

現状では、地域性や活動団体、組織によって、将来の活性化に向けての取り組みに、多少の差異はあるというのは認知した上で、積極的に取り組んでいる数多くの組織の連携と相互支援、また、活動を通して共通施策についての協力を取りまとめ、政策的にアドバイスして支えていける体制づくりというのが、まさに今、求められているんじゃないかなというふうに思います。

答弁でも、そういう職員派遣なり大学とか、そういう先生に入っていて、やっているということなんです。それは、個々の集落に入っているんですけど、そこを、より連携、共通、情報交換をして連携できるような、一つの体制というものが必要ではないかなというふうに感じるんですが、いかがなものでしょうか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 地域づくり協議会の活動も合併後 10 年近く経過して、当初の目的は、これまで地域の中での地域コミュニティが非常にだんだん低下している。しっかりと少子化、また人口が減少する中で、改めて地域のきずな、コミュニティを構築していくことが、これは佐用町の町の、まず一番基礎になる構成する各地域、これをその地域コミュニティを強化をし、きずなを再構築することで、まず基礎をつくっていかうというのが目的だったと思います。

ただ、その後、そのための地域コミュニティ活動、こうしたふれあい活動を中心に、いろいろと皆さん方が計画をして取り組んでいただいた。ただ、それにとどまらず、私は、この 10 年で、そういう活動は、以前と比べたら、かなり毎年ずっと継続してきて、一応の成果は上ってきたと思っております。

その上に立って、地域で取り組めること。自分たちで、もっと活動に弾みのつくということ、こういうことに取り組むことによって、また、地域コミュニティ活動も継続できる、維持できるのではないかなということを感じるわけです。

ただ、そういう、そのイベント的なことだけをやっていると、非常に飽きもきますし、それに対する皆さんの関心も薄くなっていくという点があると思うんですね。そういう意味で、そういう活動について、新たな取り組み、そのために地域包括交付金というような形にして、地域でいろいろと考えて取り組んでいただけたらということです。

ただ、ここで注意しなきゃいけないのは、私は、地域課題を解決するという組織をつくるといっても、地域づくり協議会に新たに役場の組織のような形で、いろんな事業に、どんどん取り組んでいただきたいということを求めることは、これは非常にかえって地域活動、皆さん、負担が大きいし、そういうことを求めるべきものではないと思います。地域の中の課題で、しっかりと町として取り上げるものは、町の役場がその役割を当然、まず、担っているわけですから、役場がやっぱり中心、当然、町の事業、施策として取り組んでいかなくちゃいけない。

それに、まだ至っていないもの。そういう内容的に、町全体でできないもの。また、地域の中でも、役場が取り上げて、また、実施できないようなことに、皆さんが地域づくりの活動の一つの弾み、やりがいを求めてするために、そういう活動をしてください。していただけたらということでありまして、そういう意味で、支援をし、また、助言をしたり、専門的などと言いますか、知識のある方々に、いろいろな話を聞いていただいたり、研修を

したりと、勉強をしていただく。こういうことに取り組んでいるわけです。

そこらあたりが難しいといえますか、どこまでの事業なり、こういう活動を求めていくのか、それは、地域づくりの、それぞれの地域の皆さんの考え方で判断をしていただくか、最終的にはないとは思いますが、町としては、全てまちづくり、そういうものを、地域づくり協議会に全てを投げ出しているのではないという。町はしっかりとすべきことは、全体見ながら、町として取り上げて、全体でやるべきことを、また、地域の課題としても、町がすべきこと、このことは、取り組む姿勢というものは、しっかりとっておかなきゃいけないということは、考えております。

[小林君 挙手]

議長（石黒永剛君） 小林君。

3番（小林裕和君） 地域づくり協議会、そのように役場と同じような組織という、同じような対応ができるというのは、これは難しいと思います。

地域づくり協議会にばかり、地域づくり協議会の下で活動をされている、いろんなまた、個別の組織もあります。

それから、別に農林のほうへ行けば、各集落とかという、そういう組織がありますけれども、そういう、それぞれの個別の組織が、実際の実践活動拠点というたら言葉大きくなるか分かりませんが、活動とすれば、そこに、それぞれ、そういう、いろんな外部からの助言とか、そういうので、その活動拠点が頑張っている。

その活動拠点が、それぞれがありますから、それぞれの、いろんな要望とか、悩みとか、問題ですね、そういうものがあるもの、そういうものを吸い上げて、別に指導とか助言をしていく。それでまた、情報を共有していくというような体制というか、組織があればなというふうに、ちょっと考えたわけです。

町長の言われる、そういう助言がされるのは、そこの、それぞれ個別のところへ入ってされておるんですけども、それを全体でまとめて、情報共有をする。

それで、それを情報共有した中から、政策的に見出して、そして行政に、そういう、その助言なり、また、行政からの指導を受けたりして、流れていくという。そして、その行政が、そういうことでできることがあれば、そういう実践活動拠点に支援策を考えていくというような、そういうイメージを僕は持って、こういう質問をさせていただいています。

それで、それぞれの活動組織が、大学の人的支援の助言。それから、企業のノウハウの伝授やNPO等のネットワークを活用した現在の取り組み体系を、さっき言った実践活動拠点とするならば、その実践活動拠点と情報を共有して発生しうる問題とか課題に積極的に関与して、実現できるような、政策的にアドバイスしていく、別個の体制といえますか、体制組織が必要でないかなというふうに考えました。

それで、その体制組織によって、逆に実践活動組織の動きとか、そういうのを評価なり助言をして、そして、その中から必要なことを、行政のほうに、こういう支援が必要ではないでしょうかということ、また、行政と協議をして、最終的に行政が、そういうことが必要だということになったら、その制度的な支援を行っていくと。ちょっと、そういうような流れの体制が必要ではないかというふうに考えたんですけども、いかがですか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 全てを役場一つの窓口で、そういう課題、いろいろな問題にお答えをしたり、また、支援をするという窓口を専門的につくるというのは、私は、役場という、この組織という全体を考えた時には、これは、私は必要ないと。

必要ないというのは、役場全体で、いろんな、その課題によって、農林関係であれば、農林振興課ありますし、また、商工であれば、商工観光課。当然、企画防災課があります。地域づくり協議会につきましては、その活動の補助的な支援をし、そういうことの相談、まず、窓口で受けるためには、支所の担当者、そして企画防災課にはそれぞれの地域づくりとしての担当者を置いております。その中で、その活動の今後の課題が生まれた時に、その時に、当然、その課題の内容によっては、その課題に対応するために、役場全体組織の中で、これを受けていくというのが、これはやっぱり私は、一番、佐用町のような小さな組織では、大きな県とか、大きな市になってくれば、なかなか、そういう横の連携というのが、難しいと思うんですけども、町レベルの行政のよさという面で、私は、横の連携というのは、十分取れるというふうに思います。

〔小林君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 小林君。

3番（小林裕和君） これから、いろいろな、それぞれの活動組織がこう、進歩言いますか、いろいろ情報を共有しながら進歩して行く中で、いろんな課題とか問題点が出てくる可能性もあります。

そういうものに、いろいろと対処するために、また、地元の要望であってもできないことも結構ありますから、そういうところも、きちっと整理ができるものが、そういう体制ができればいいな。そういうものが必要ではないかなということで、この質問をさせていただきました。

これから、そういう各それぞれの地域が、地域なり、各集落、また、組織が、僕の頭の中には、少しでも収益が上がっていくような形で伸びていければ、それによって、また、外部からの人材、昨日の質問でもありましたけれども、地域おこし協力隊。そういう人たちが入っていただいて、その人たちが、また、そういう収益を上げるようなことにつながっていったら、その人たちが残っていただい。そういう全てがうまくいくわけではありませんけれども、そういう形が一つできればなというふうに思い、質問をさせていただきました。

次、2つ目の質問に移らせていただきます。

次に二項目目の質問で事業の見直しと、より一層の連携をした施策の推進を目指してということですが、事務事業の見直しと施策の推進にあたっては、行財政改革大綱を策定し、効率よい行政運営の展開を目指しているところではありますが、国、県からの縦割りの中で類似事務事業及び行事等がどうしても担当課に分れることがあります。このことはある面、仕方ないことかもしれませんが、しかし、利益を受ける住民は一本化されたほうがわかりやすく、また、効率的な場合もあります。

改めて、各課の事業や行事等について精査見直しをして、他課の事業と類似、また、共催が可能な事柄は、より一層の連携をもって成果を出せるようにしてはどうでしょうか。町長の見解をお伺いします。

一例として、好評であった認知症予防のいきいき頭と体の健康体操を高年大学の一講座

に組み込めないかということ、一例として、ちょっと書かせていただきました。

1つ目、見直しを進めることにより、各集落自治会活動等の軽減が図られると考えるがどうでしょうか。

2つ目、取り組みを進めるにあたり、どのような問題点が考えられるかということを経験させていただけます。

町長（庵途典章君） 町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目の事務事業の見直しと、より一層の連携した施策の推進を目指してというご質問に対してのお答えをさせていただきます。

縦割行政の弊害につきましては、同種の事業が別々に行われたり、事務手続が二度手間になったりと、一般論としていろいろな面で問題点が指摘されており、この是正こそが、行財政改革の大きな目的であるということは、論を待たないところでございます。

ご承知のとおり、町行政におきましては、地域振興、健康・福祉、消防・防災、生涯学習など、さまざまな分野における事務事業を行っております。

住民の皆さんの目線で考えたときに、それらは全て役場が行っているものであり、総務課、健康福祉課、企画防災課、あるいは生涯学習課というセクションが意識されることはまれであろうかと思えます。

専門の分野を専門の部署で行うことが、良質な住民サービスの提供につながると思うわけですが、小林議員ご指摘の類似事業を行うケースもあり得るのではないかとこのように考えております。

例えば、地域づくりと生涯学習、あるいは健康づくりと社会体育、それぞれ分野は違いますが、イベント的な事業を行う場合、その中身は同じようなものが多いというふうに思います。

それを、住民参加の機会が拡大したとよい方向に考えることができる場合もあるわけですが、自治会をはじめとする各団体の責任ある立場の方に参加をお願いする場合は、参加対象者が重なり、行事の重複ではないかというマイナスのイメージを伴うことが多々あるように思っております。

従前より課長会等を通じて調整を行っておりますが、改めてそのようなことがないように、各部署に徹底をし、効率的に事務事業を進めるようにしていきたいというふうに思います。

住民の皆様に負担をかけることが本意ではございませんので、事務事業の目的、対象者、開催時期等、具体的な内容に基づき、内部調整を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔小林君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 小林君。

3番（小林裕和君） ありがとうございます。

まあまあ、そういう連携をしてやっていただくということです。

従前から、それはやられていると思うんですけども、さらに、より強力で推進してい

いただくということで、ただ、ちょっと自治会のことを出したのは、自治会でも戸数が減っています。平均すれば、きちっと出しますと多い集落ありますけれども、40戸ぐらいで、半分以上が高齢化になって、役員のみなり手がなかなかない。いろんな行政から来る、いろんな役職をつくってくださいと言われてれば、やっぱりできる者が限られてきて、二重三重にも、二役三役にもなってしまうと。そうなってくると、そういう役の中で、また、こういう行事、フォーラムなり、セミナーなり出てくださいと言われてれば、なかなか出れないから、役員には、やっぱりなりたくないよという形のことが、結構、地域ではあるということを知っています。そういうことが、できるだけ軽減できるような形にさせていただければという思いがあります。自治会を出したのは、そういう意味合いで出させていただきました。

一つ、一例を挙げてみますが、例の認知症予防と高年大学とかという、そういう形のところは、何かクリアすればできるようなことの可能性はあるんでしょうかね。何か問題があるんだったら、こういう問題があるので、ちょっと難しいですよというふうに言っていたらと思うんですけど。

議長（石黒永剛君） 答弁、どこがしますか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） 認知症予防の、いろいろな研修とか、講習、そういうのを高年大学で、

〔小林君「（聴取不能）、講座と（聴取不能）」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 講座の中で。一緒に。その高年大学で活動している中で、そういう認知症予防の方の可能性のある方を、そういう人を選ぶということじゃないですね。

はい、分かりました。分かりました。

高年大学でも、そういう高年大学の中でも講座として、そういう認知症なんかになっていけないような生活習慣とか、そういう活動、特に、高年大学そのものが、外へ出て、皆さんと交流をしていただいて、そして、常に体、体力、心身とも元気になっていただく、そういう活動だと思いますし、その中で、あえてまた認知症についての学習をしていただくとか、そういうこともできると思います。

だから、これはこれまでも、生涯学習課と福祉課の担当者と一緒に、そういうその事業をやろうと。講師の方を呼んで、来ていただいて話をしようとか、そういうことも、これまでしてきたという記憶もありますので、少しでも、やはりどの事業をやるにしても、せっかく当然、お金もかけます。要りますし、皆さんが、それだけ用意をして、準備もしているわけで、たくさんの方に参加をしていただく、効果を上げる。そのことが大事なんで、福祉は福祉。生涯学習は生涯学習というような、そんな考え方は、当然持っておりませんし、特に、そういうことは、お互い一緒にできないかということ、常に効果的なそういう事業をやっているという意識、そういう意識を持つことによって、そういう課題は、問題は解決できるというふうに思っております。

〔小林君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 小林君。

3番（小林裕和君） もう1点だけ。今議会で上程されている教育研究所の設置で、これから総務常任委員会で審議されるんですが、その目的の教育相談と、今ある佐用町青少年育成センターにある青少年相談室、ちょっとポッと単純に考えれば類似しているような感じがするわけです。そのへんのことは、今の質問の趣旨の中で、そういうことも可能なのか。あり得るのか。どうなのか。それとも、これは、どうしても法律が違うから別個なのか。どうなのかというのを、ちょっと聞かせていただきたいと、最後をお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 教育課長。

教育課長（坂本博美君） 今回の総務委員会で提案させていただきます教育研究所につきましては、これまでも運用で、先生の学校の研修会とか、より教育レベルを高めるための研究なんですね。それは、研究所はね。

で、今、小林議員さんが言われた青少年育成センター、これは主に電話相談とか、家庭の事情的な話しもあるんですけども、面談とか電話で相談を受けて、青少年関係の問題行動に対する相談の窓口というようなことが中心で活動しております。

だから、いわゆる学校教育レベルの研修をするのが教育研究所で、青少年育成センターは、相談業務になっている。現在のいじめ、不登校等もありますけれども、そういう問題行動のある対象者ですね。保護者とか本人さんとか、そういう方を中心に、電話とか、直接会う、面談とかという対応でセンターは対応しております。

だから、業務は、名前が似てますけれども違います。

〔小林君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 小林君。

3番（小林裕和君） それは、業務が違うから別個なんだろうけれども、そういうことも全体で含めて、住民が分かりやすいと言え、同じようなことなのに、なぜ2つなんだというような思いもありますので、これから、そういうのを、事務事業を整理して見直して推進していくことですので、そういう形で、また、お願いできたらなと思います。これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（石黒永剛君） 小林裕和君の発言は終わりました。
お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を午後4時といたします。

午後03時43分 休憩

議長（石黒永剛君） 休憩を解き、会議を続行します。
続いて、2番、千種和英君の発言を許可します。千種和英君。

〔2番 千種和英君 登壇〕

2番（千種和英君） 議席番号2番、千種和英でございます。

本日は、通告書に基づき3件の質問をさせていただきます。

なお、2日間の最後の質問となりますので、ほかの議員の方からの質問の内容の中にも、同様の趣旨の質問がありました。若干の重複があることを、あらかじめご了承ください。

まず、1点目の質問は、佐用町における投資の方向性についてです。

従前より、長期的なビジョンでのまちづくりについてという理念の中で、まちづくりにおいても経営感覚が必要であり、その経営資源について、町長の見解をお尋ねしてきました。

今回は経営資源に加えて、投資という観点から、町長のお考えをお尋ねいたします。

投資と言いましても大きく分けて2つの性格があります

まず1つの性格は、維持管理に必要な非収益事業に関わる行政投資と、もう1つは成果を求める収益事業に関わる産業投資という2つの性格です。

そこで、その両面について町長のお考えを伺います

ア、行政投資。今後の社会資本、道路・橋梁・公共施設等の社会インフラに関しての維持管理コストについての将来的な積算の見通し及びその調達方法については、どのようにお考えなのか。

イ、産業投資。どの分野に積極的に投資をし、どのような収益、行政的には成果を目指されているのか。特に、人材育成について、産業育成について、どのようにお考えなのか。以上、この場からの質問とさせていただきます、残り2点につきましては、議員席からさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、本議会、最後の一般質問として、千種議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、佐用町における投資の方向性というご質問でございます。

それぞれ、ご質問いただいた内容にお答えさせていただく前に、あえて投資という言葉、行政で使いますと、町民の方には、少し違和感があったり、誤解を受ける面があるというふうに思っておりますので、千種議員は十分に、その点をご認識いただいているところなんですけれども、あえて少し、お話をさせていただきたいと思っております。

投資という言葉、これは一般の民間活動における経済活動における投資と、行政がいろいろな事業で、また行政を推進していくために使うお金、こういう面での投資とは、かなり当然、性格は違っております。

行政には、多くの予算を要しますが、そのこと全て、その予算全ては住民福祉の向上に向けた、住民福祉の向上を目的とするものであるというふうに、私は認識しております。

一般的に医療や福祉サービスと言われるような事業だけではなくて、道路の改良であり

ますとか、水道や下水道の住環境の整備、また、防災工事などの事業、こういう住民がみんな安全で、また安心して暮らせる環境をつくっていく。こういうことも住民福祉の向上のための投資という面と同じではないかというふうに考えているところであります。

そのために、それらの投資につきましては、当然、直接的に収益を求めるものではありません。ただ、そういう性格のために、そうした投資効果、使ったお金の効果について、それを数量ではかること、これがなかなかできないのが行政の投資だというふうに思います。

そういう数量ではかることができないので、なかなか、これを正確といいますか、正しく評価をすることも難しいという点があり、そのことが、行政が分かりにくいというふうと言われる要因ではないかなというふうにも思っているところであります。

そのために、それだけに、やはり町としては、その行政を行う上で、住民の皆さんによく説明をして、ご理解をいただくということ、これも行政を行う上での、町としての大きな仕事だというふうに思いますので、そういう観点からも、今日の千種議員のご質問、投資ということについてもお答えをさせていただきたいなというふうに思っております。

まず、1点目の行政投資についてでございますが、社会資本は、住民誰もがその効用を享受する共有資産として整備をし、維持管理を行うべきものでございまして、社会インフラとして代表的な道路、橋梁につきましては、平成24年12月に起きました、中央自動車道笹子トンネル崩落事故を契機に、道路ストック総点検、橋梁長寿命化計画の策定などに取り組んでおります。

平成26年度からは、長さ2メートル以上の橋と、全てのトンネルについて、5年に一度の近接目視点検が義務づけられ、本町におきましても、総数673の橋梁を平成29年度にかけて点検することといたしております。これに必要な事業費を約2億円と見込んでおり、国庫補助が6割であります。

公営住宅におきましても、平成25年に住宅の長寿命化計画を策定いたしております。

町営住宅の長寿命化計画は、ストックする住宅を予防保全的な維持管理を計画的に実施することで、町営住宅を長期にわたって有効に活用することを目的としており、計画にない住宅については、今後、助成を受けることができませんので、これらを踏まえ、町営住宅等24団地のうち、今後もストックすることが必要な住宅において、計画的に改善や修繕を行ってまいりますし、耐用年数が大幅に経過し、安全面等において不安があり、費用対効果の面からも引き続いてストックすることが適切でない住宅においては、これを計画的に除却してまいりたいと思います。

一例といたしましては、計画により、平成27年度においては五反田住宅の外壁塗装、屋上の防水等を修繕する計画をしております。

また、木造で築48年を経過した折口住宅につきましては費用対効果の面からも、27年度中に全て退去いただき、28年度には、全てを除却する計画であります。

このように、町営住宅については、早期の管理・修繕により更新コストを削減し、住宅の長寿命化を図り、老朽住宅については入居者の理解を得ながら除却していくことが現状での大きな町営住宅の行政投資と考えております。

維持管理コストについてでございますが、過去5年間の実績をベースに申し上げますと、これを単年度の必要額で推計をいたしましたところ、道路・橋梁などにおいて、舗装・修繕などの維持管理費が1億3,600万円かかっております。公営住宅におきましては、通常の細かな修繕費だけで見ますと、年間1,100万円前後がかかっている状況であります。

また、社会インフラの大きな施設であります水道施設、また、下水道施設の維持管理コストにつきましては、これらは公営企業でございますので、人件費を含めて申し上げますが、それぞれ3億6,000万円余り近く、5億3,500万円、人件費を含めての年間の維持管

理コストというのは、これだけ膨大なコストがかかっているところでございます。

これらの更新費用につきましては、公営住宅は基本的に、社会資本整備交付金と起債で財源を調達し、後年度、家賃収入を起債償還に充てていくということになります。

公営企業におきましても、同様、補助金と起債で更新を行い、使用料収入での独立採算を原則とはいたしておりますけれども、基準内、基準外を含めまして、一般会計から、年間、相当の金額を繰り入れて運営しているところでございます。

なお、水道事業会計以外の会計におきましては、過疎債を事業充当できますので、財政上、佐用町におきましては、有利に事業を進めることができしております。

道路・橋梁につきましては、平成 25 年度決算ベースにおける単独事業の投資的経費は約 6 億円。うち 6 割程度を起債で賄っておりますが、合併特例債と過疎債を主に充当いたしておりますので、元利償還金に対しまして後年度、交付税において、その 7 割程度の財源が手当をなされるというルールになっております。

次に、2 点目の産業投資、どの分野に積極的に投資をし、どのような収益を目指しているのか。特に、人材育成について、産業育成についてどのように考えているのかという質問でございますが、農林水産振興の観点からは、農林業をこれからも佐用町の基幹産業として位置づけ、農林業における収益と雇用、就農の拡大を求めてまいりたいと考えます。

現在、町内において 20 代から 40 代の専業就農者が散見されるようになってきております。

特定の農業部門に特化した就農がみられるようになり、高収益を目指した経営が行われるようになりつつある状況で、若手農業者は、各地域においても、今後、中核となり活力を生む源となっていきたいと思っております。

しかしながら、新規就農にあたっては初期投資が負担となっておりますので、初期投資の支援策を考えるとともに、企業による施設園芸の誘致なども検討し、農業分野での雇用の拡大につなげていきたいというふうに考えております。

また、林業につきましても、木質バイオマス発電の開始による木材の需要の伸びを見込み、林道等の道路整備と木材集出荷施設の設置などに取り組むとともに、林業従事者の確保を図る必要があると考え、今現在、少しずつ必要な施策を進めているところでございます。

人材育成につきましては、佐用高校生の町内農業者の見学研修等に支援を行うなど、地元佐用高校農業科学科との連携を、より密に進めることにより、佐用町で就農しようとする若者の育成を図りたいというふうに考えております。

また、Uターン、Iターン就農者の受け入れができるような環境づくりも必要であります。

再生可能エネルギー事業への投資といたしましては、中山残土処分地に整備をいたしました約 5 メガワットの太陽光発電所がございしますが、これも、ただ、売電収入を目的とする、収益だけを目的とするものではございません。この発電所は、地球温暖化対策などへ資するほか、被災した佐用町ならではの取り組みとして、パネルの架台に木材を活用し、木材の新たな用途の情報発信と、災害に強い健全な山林の育成と林業振興に少しでも寄与しようとするものでございます。この太陽光発電所で発電した電力は、固定価格買取制度のもと、全量売電しております。売電収入につきましては、発電所の維持管理費や借入金の返済などを除き、パートナーであります I D E C 株式会社と佐用町で、その利益を分配をいたします。

これらで得た収益は、山林の健全育成と林業振興を目的に、間伐促進補助事業や町単独の造林補助事業のほか、佐用町の将来を担う若い世代への経済的支援として、子育て支援事業や子供たちへの教育事業などにも活用し、佐用町のさらなる発展につなげていきたい

というふうに考えております。

以上で、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 再質問を許可します。千種君。

2番（千種和英君） 冒頭の丁寧な説明をありがとうございます。

私自身も、一般の利益を追求する企業経営と行政運営が大きく違うというのは承知をしております。企業であれば、採算のとれない事業は縮小。そして撤退するのは当然のことではあります。行政は、そういったわけにはいきません。住民サービスの観点から、それを提供することこそが、行政の役割であることは、言うまでもありません。その継続に関しましては、くれぐれもよろしくお願ひしたいと思います。

そういった意味で、必ず今後必要となってくる経費と将来に向けて、将来のための投資と言いますか、そういったところを育てるのかという2つで分けたつもりであります。

まず1点目の維持管理経費ということで、再質問させていただきます。

先ほど、ご説明ありましたけれども、やはり社会インフラの長寿命化工事についてでございます。

今後は、佐用町の財政というのにも明るい未来があるとも言えない状況が予想される中で、現在、行われています河川改修が終了後は、一部を除いて、新たな公共工事が少なくなり老朽化する道路、橋梁、建物設備における延命工事、長寿命化工事にシフトせざるを得ない状況にあると思われまます。

そんな中で、老朽化度合いを調べる検査において、これまでの一般的な目視検査から打音検査や検査機器を使った高度な作業が求められるようになり、一部工事においては、橋梁などに関しましては、特許絡みで地元業者では直接できない工事が出るとの情報も聞いておりますが、そういった点につきましては、地元の企業の保護、また、雇用確保という観点から、何らかの形で町内企業の参画を促すべきだと思っておりますが、どのような取り組みをされているのか、お考えをお示しいただきたいと思っております。

〔建設課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 建設課長。

建設課長（鎌内正至君） 佐用町におきましては、橋梁の長寿命化計画というのを立てまして、町長が申しあげましたように、26年度から29年度にかけて全橋の近接目視検査を計画しております。これは、特殊な資格を持った方でないとできません。コンクリート関係の資格を持たれた方、橋梁点検の資格を持たれた方がチームを組まれて点検をしていただくことになっておりますので、町内の業者さんで、そういった資格を持った方が点検されるというのは、ちょっと難しいんじゃないかなと思っております。

〔千種君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 千種君。

2番（千種和英君） 先日、1月29日付の神戸新聞に書いてございました。そういった対応として、橋梁の点検業務につきましては、県まちづくり技術センターが一括発注をするというふうに報じられておりました。

そういったことも踏まえて、県まちづくり技術センターの役割についてと、今回、佐用町がそこを通して一括発注をされるのか、そういった内容について教えていただきたいんですけれども。

〔建設課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 建設課長。

建設課長（鎌内正至君） 1月29日の新聞報道では、23市町が一括発注をされるという報道がなされました。

それで、コストの削減が、まず一番です。一括発注で。それと、技術者がたくさんおられるということで制度の向上も保たれるということでございます。

それと、今日の新聞報道では、橋の橋守隊が発足したということで、佐用町のほうも参加をさせていただいております。36市町が契約をいたしまして、点検をした後の修繕計画を立てるまでの橋の点検を橋守隊の方にしていただくというふうに段取りが進んでいこうかと思っております。

〔千種君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 千種君。

2番（千種和英君） はい、承知をいたしました。

今回の点検につきましては、佐用町内には、そういった対応できる業者がないとのことですが、どうしても地元に産業が少ない、それで、今後、そういったことを踏まえて、そういった事業者さんの方々に、そういったことに対応ができる技術力をつけていただいたり、対応できるようにしていただくようなこともお願いをしておきたいと思えます。

続きまして産業投資、今後の佐用町について、発展のために、こういった形でしていただけないかなというような要望の産業投資の部分でございます。

合併から10年を迎え、先日も町長から基礎固めの10年から次への10年へと所信を表明していただきました。行政改革、財政改革の結果があらわれ、安定した財政基盤が保たれていることは、この10年間の御苦勞の結果による一定の成果だと敬意を表しております。

また、先日晒されました27年度予算の内容を拝見しましても、子育て世代への支援、第2子からの保育料の無料化、小学生、中学生への副教材費の支給。学校給食の質の向上を図りながらも負担額の軽減と、子育て世代の私たちにとっては、本当に感謝すべき支援をさせていただいております。このことは、我々自身も、私たちの立場からも住民の方に広く情報を発信させていただこうかと思っております。

そこで、こうやって地域に支えて育てていただいた子供たちと10年後、いや5年後にどのように一緒に暮らしているのかというのを想像してみました。残念なことに、その映像が浮かんでこないんですね。この町で、どんな仕事をして、どんな暮らしをしているのかというのが、なかなか想像しがたいという現実があります。

そこで、2つ目の人材・産業の育成ということについてお伺いをしたいと思います。

これからの時代、働き方も時代とともに一変すると言われております。一説には、現在の小学生の半数以上は、現在ある職業ではなく、今後新たに生まれるであろう職業につくのではないかという説もあります。新たな職業、新たな働き方に対応のできる人材の育成、

開発、また、従来から提案をしております人材の招へいについて、また、そういった働き方等々をつくり出せる側の人材の育成開発。つまり、今の支援をしている子育ての少し上、町内在住の若者世代や役場の若手職員を対象とする人材の育成、開発事業が必要だと感じますが、いかがお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 子供たちをしっかりと大事に育てても、その子供たちが、また、広い世界へということ、町外へもどンドンと出て行く。これは、一人一人の子供たちの人生にとって、応援すべき点もたくさんあると思うんですね。

しかし、地域から、そうした人材が出て行くことによって、地域での生活、みんなの町がだんだんと人口減少の中で、いろんな意味で、この活力が失われていくと、これは、非常に苦しいことでもあります。

そういう中で、これは一つは時代的ないろんな背景の中でも、先ほど、若い人、子供たちが、今の次の世代の子供たちが、いろんな職業につく。例えば、50年前であれば、家が農業をしておれば誰かが農業を継いでいく。また、山、林業をしておれば、その林業を継いでいく。また、お父さんが大工さんであれば、また、大工さんを継いで、跡を取ると。要するに跡取りという形で、これは社会の一つの大きな習慣みたいなどころがあったわけです。

しかし、現在では、職業そのものも、ほとんどの場合が、いろんな事業所に勤めたり、企業に勤めたり、こうして役場に勤めたりという給料生活の中で、職業として、同じようにそのものが、子供が、その親の後を継いでいくということは、これはもう当然できない時代になっているというふうに思います。多くの場合ね。

そういう中で、新しい職業を考えていくと言っても、そう簡単に、そこで地域で活動して、地域に根差さないと、やっぱり継続して持続する職業というのは、あり得ないわけで、そういう職業がすぐに、その佐用町の中に存在するかということになると、そういう選択肢も少ない。そういうことで、若者たちが都市部、いろんな職業、事業、仕事があるところに夢を託して出て行っているわけです。

佐用町において、しかし、少しでも、そうした若い人たちが夢を持って、自分がこの地域でも生活ができるような仕事、職業をつくっていく。その努力というのが、今ある資源を活用していかないかん。その中でつくり出すことが一番早いですし、また、確実であるということだと思います。それが、今の地方再生、地方創生、そして町再生、ではないかなというふうに、私は、認識をしております。

そういう中で、一つの例としては、教育機関としての佐用高校があるわけです。その佐用高校は以前から地域の一番基幹産業でありました農林業を支えていく人材を育成してきた、それを目的とした学校だったというふうに、私は思います。

それがずっと、その伝統がここまで続いてきて、クラス数は少なくなってますけれども、佐用高校には農業科学科があるわけです。こういう農林業に取り組む場合、その農業科学科の学生たち、生徒たちがそうした学校で農業技術、また、新しいこの農業に関する考え方、技術を学んだ上で、地域で農業に取り組んでくれる、そういう仕掛けをつくっていきたい。一つの例としてね。そういうことを以前からお話をさせていただいているところでもあります。

長くなりましたけれども、思いとしては、そういう思いであります。

[千種君 挙手]

議長（石黒永剛君） 千種君。

2番（千種和英君） その点につきましては、私も同じ考え方であります。

やはり子供と一緒に暮らしたいという願望はございますが、やはり子供たちが世界へ羽ばたく。また、新たな職業選択の中で、地域に縛られすぎるといふ自由を奪うといふのも、やはり問題あるかなと思いますので、そういった点につきましては、同じように考えております。

ここで、その子供たち、児童、生徒を対象とした人材育成、教育という観点で、教育委員会のほうに現在の本町における子供たちに対してのキャリア教育についての取り組みについて教えていただきたいんですけども。

[教育長 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） はい、お答えします。特に学校、小学校、中学校でのキャリア教育ですけれども、こういう位置づけをしております。職場体験、それからボランティア活動であったり、職業調べなどを通して、児童、生徒一人一人の勤労観、職業観を育て、自らの進路や生き方について、主体的に向き合う力を高めることを狙いとした教育である。そのように捉えております。

そこで、学校では、どういうことを子供たちが実際にやっているかということでございますが、小学校3年生では、これは県の事業ですけれども、ほぼ全ての学校でしております。小学校3年生は、環境体験事業、これに1年間通して取り組んでいます。それから、5年生は自然学校、これを長い間続けております。それから中学校の1年生、これは、青少年の芸術体験事業と言いまして、わくわくオーケストラ、これは生のオーケストラを聞くと。それから中学校2年生では、トライやる・ウィーク、佐用町内各事業所でお世話になっております。

そういうことを中心に、職業観、それから将来の自分の特性が、どういうところにあるのか。そういうことを自分の肌で感じる。そういうことをしているところです。

[千種君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、千種君。

2番（千種和英君） はい、ありがとうございます。

やはり、今の時代、キャリア教育というものの大切さを、私自身も実感しております。

キャリア、経験ですね。それを生かして、現在や将来を見据えることをキャリア教育というんですけども、狭い意味で言いますと、やはり子供たちが将来に向けての、以前でいう進路指導というようなことの意味なんですけど、最近やはり、住民、みんな政治に対しても生涯学習という立場で、まちづくりの観点、住民の活躍の場を生かすという意味でも住民全体に、こういったキャリア教育という考え方を浸透させていただきたいと思っております。

続きまして、その産業の育成に関してですけれども、先ほど、町長の答弁の中でも、やはり農業を基幹産業としていきたいということがございました。私自身もそれには賛成でございます。産業の育成に関しましては、やはり経済規模で考えますと、産業や消費する市場というのは都市部にあるというのは、これは否めない事実でございます。

しかしながら、佐用町でもできる産業はあるというふうに確信を持っております。

例えば、従来から提案をしております整備された情報インフラを活用した情報産業でありますとか、天文台、ひまわり。また、今回の議会でも話題になりました周辺のスポーツ施設を上手に活用した観光産業。また、中国道、鳥取道、JR姫新線、智頭鉄道等の整備された交通インフラを活用した倉庫業、物流産業というのが、この佐用町でも実際に運営できる可能性があるのではないかと考えております。

最近では、合言葉や流行語、または、地域を元気にする魔法の呪文のように、地域創生という言葉が使われておりますが、文字通り創り、生むと書きます。仕事がなければ工場を誘致して人口増やせよとか、公共事業をどんどんやってお金を回したらええじゃないとか、役所の人や、どんどん地元で買い物をして、その購買力に依存して、物流、物販業を地域で支えるというような従前の考え方だけではなく、やはり町長が先ほどおっしゃったような、地域の特性、地域資源を最大限に生かした産業の育成をお願いしたいと思います。

これをもちまして、一つ目の質問を終わらせていただきます。

続きましての質問でございます。新農産物直売所構想の進捗状況はということでございます。

ア、建設に向けての進捗状況。これに関しましては、昨日のほかの議員の方からの質問にもありまして、答弁がございましたので、簡潔で結構でございます。

イ、生産者・出荷農家の育成状況については、どのようにお考えか。

以上、よろしく願いいたします。

議長（石黒永剛君） はい、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

特産品の直売所の構想についてのご質問でありまして、この先ほどのお話のように、昨日、他の議員のご質問にもお答えをさせていただいております。

当然、重複した点もありますけれども、一括して、それも含めて、再度答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の建設に向けての進捗状況でございますが、昨日の岡本議員からのご質問にもお答えしましたように、国道179号線徳久バイパスに計画をしております農産物直売所につきましては、国道バイパス工事の手戻り工事を生じさせないことを念頭に、国道工事との同時建設が必要ではないかということを目指して計画に着手をしたところでございます。

しかし、国道工事との同時施工は直売所建設工事に係る進入路がないことや、必要な工事については、国道の設計変更で対応していただけることになりましたので、同時施工することはできないということで、断念をいたしました。

平成26年度におきまして、地元関係者の方々と、直売所建設予定地内の排水計画につきまして、まず、協議を行い、関係者の皆様に国道部分において先行工事を行うことのご理解をいただきましたので、兵庫県との協議を行い、今後の工事において影響があると思

われる、排水施設の設計変更をしていただくことが、県のご理解によってできております。

また、昨年、地方創生関連法が成立をし、地方再生に向けて、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業も創設をされ、これまで取り組んできた事業との一体的な取り組みとする必要も生じてまいりました。

今後におきましては、近隣の同様な施設の状況なども見ながら、若手の農業者や町内直売所運営者などとの対話を継続することによりまして、佐用町に適した施設の規模、内容、また経営のあり方などの検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

全体計画が決定をいたしますと、用地購入に係る土地収用法などの協議を行ったのち、直売所用地の購入や、また、その用地内の埋蔵文化財の調査などに着手をしたいというふうに思います。

平成 27 年度には、事業計画の決定と関係部局への協議を行い、地権者の方との用地交渉が可能となれば、埋蔵文化財の調査計画も立てることができますので、計画全体の工程がご提示できるものと考えております。

次に、2 点目の生産者・出荷農家の育成状況についてでございますが、直売所建設に伴う増産分としての育成策は、現在のところ、特にまだ、講じておりません。

直売所で販売される農産物につきましては、多種多様な生産物が求められますので、経営主体による生産量や生産時期の調整などを行い、過剰生産や品不足を生じさせないような作付が必要になるというふうに思います。それに対応できる指導体制を、農業改良普及センターや農協とともに構築する必要があるというふうに認識をいたしております。

ハウスなどの施設栽培につきまして、農産物の計画的な出荷時期の調整等ができ、また、価格の安定の向上も図れるということで、そうしたハウス施設での栽培等に、当然、今後取り組んでいかなければならないと思いますし、そういう栽培について、町内でも取り組まれている若手農業者も現在、生まれてきており、また、植物工場も含め、今後、そうした事業に対しての支援を行っていく必要があるものと考えております。

今後は、兵庫県や農協と連携し、より良い支援策を検討してまいりたいというふうにも考えております。

また、農産物の他地域との差別化を図る意味で、作物の有機栽培のための有機堆肥による栽培に取り組むことも重要であるというふうに考え、27 年度に土づくりの研究を行い、将来的には有機堆肥を使った作物という地域ブランド化ができるような取り組みもできたというふうに考えているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[千種君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、千種君。

2 番（千種和英君） はい、ありがとうございます。

私自身、今現在、兵庫県下全域を対象に小規模集落、世の中で言われる限界集落を支援ということで、その地域で生産された農産物を神戸のアンテナショップで販売をし、地域の自立を支援するという事業に携わっております。

それを通じて、今、佐用町においては、ほかの地域と比べて、やはり生産者、出荷農家さんの育成が課題であるのではないかなと感じております。

先ほどから言われました、若手就農者の育成はもちろんのこと、既存の農業者、また、そういった既存で農業専従者のみならず、農作業をされている出荷可能性のある生産者の方々の意識の改革等が必要だと感じておりますが、いかがでしょうか。

やはり直売所建設にあたりましては、生産、出荷量の確保なしには直売所の成立はあり得ないと考えておりますが、農林振興課長のほう、いかがでしょうか。

議長（石黒永剛君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） まず、出荷者の確保についてでございますけれども、現在、町内各部会やハウス部会とかそ菜部会がございます。その部会におきましても、やはり高齢化というようなことから、若干、生産者が減っている状況でございます。

ただ、そういうことでは、野菜の普及拡大が進みませんので、そういう意味では、この部会には助成をしておりますので、5月、6月にヒアリングを行っております。そういう意味で、特に強くは、昨年と言っていないんですけれども、昨年度におきましても農産物直売所ができたという話がありますし、既存の直売所、町内ございますので、野菜が若干減り気味になっておるといことで、お昼になったら、減るようなところも出ておるとい状況がございますので、出荷のほう頑張ってくださいという話をしてございますし、今年もまた、ヒアリングを行いますので、その時には、また、続けて、そういう出荷の依頼なりをしたいと思っております。

また、町長も申しましたように、青年農業者の方でハウス栽培とか、あと路地ですけれども、キャベツとか、4月以降にはイチゴ栽培もされる方も出てきます。

そういう意味で、若手の方が主になったほうが、やはり増産が可能かと思っておりますので、そういう意味で、そういう農家の方にも依頼をし、行ってきたいと思っております。

〔千種君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 千種君。

2番（千種和英君） はい、ありがとうございます。

そういった環境の中で、今現在、当然、多品目で栽培をする必要があると思うんですが、特に、やはり地域を代表するような売れる商品、高付加価値商品、こういったものに特化をして、何か支援、応援をするんだというような、今現状があるのか。

また、なければ、今後そういった取り組みをする予定があるのかということと、先ほどからも出ました、やはり出荷調整、売れる時期にやはり出荷をする。そういったことをするには、やはりハウスが不可欠だということで、そういったハウス建設等々についての支援等があるのかどうかということをお尋ねしたいと思っております。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） まず、支援でございますけれども、農業生産の中での助成事業もでございます。そういう意味で、先ほど申しましたイチゴ農家の方につきましては、事業名は、経営体育成支援事業でしたか、そういうような事業を活用し、助成を行いたいというふうなことも考えております。

また、ほかの部会につきましても、例えば、新たな作物に取りかかるとかいうふうなことが、もしございましたら、その状況に応じて助成額の増額もこれまでもやってきておりますので、そういうことは検討したいと思っております。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 現在も、そうした支援というのは、ある程度、制度をつくって行っておりますけれども、さらにこれが、農業で生活ができる。農業を仕事でできるような規模の農業生産をやっていくためには、しっかりと収益の上がる農業、また、規模もまた拡大をしていかなきゃいけない。そのためには今の時代の中で、やはり付加価値もある、ついた生産、農産物の生産が必要であれば、品質もいいものをつくらなきゃいけない。また、その生産する時期も一時期に偏るのではなくて、年間を計画的につくらなきゃいけないとか、そういうためには、一人だけではできないともあります。

だから、そういう意味で農業生産者、そういう活動の組織を改めて、しっかりとつくっていくことが、私は重要だと思っておりますし、そうした中で、今後、この事業に取り組むためには、初期投資ですね、これから現在の時代の中で必要な農業施設を、また、目的ですね、その生産する作物によって、いろいろな同じハウスといっても内容、規模なり、またその施設の程度が違います。そういうものに対して、さらに町として、どういう支援のあり方ができるか。支援ができるか。これも改めて考えていかなきゃいけないと思っております。

大きな投資をする以上は、その投資したものを最終的には事業として回収もしなきゃいけない。回収するためには、その長期間にわたって、やはりその運営ができることを考えないと、1年や2年で回収できませんから。そうなってくると、できるだけある程度、年齢的に若い方が、そういう農業に取り組んでいただけるような中で、その方たちに対して支援をしていくというところに重点を置く必要もあるかと思っております。

そういう意味で、このことができるかどうか分かりません。まだ、なかなか難しいん点があるんです。若い人たちの、そういう人たちを掘り出していくためには、一方的にできませんが、先ほど言いました、佐用高校の農業科学科、こういう中で、そういう意欲のある若い農業をやっていこうという人に対して、研修もし、また、それが独立をしていく、そういう段階的に農業にきちっと就労して、事業として取り組んでいけるような、そういう仕組みづくり、こういうことも、これから町として当然一緒に考えていかないといかん。総合的に取り組んでいかなければいけないと思っております。

そういう中で、この農産物の直販所、これはやはりつくったものを、できるだけ付加価値を持って販売をして売り上げていかなきゃいけないわけで、こういう一体的なものであるというふうに思っております。

[千種君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、千種君。

2番（千種和英君） はい、ありがとうございます。

やはり基幹産業と位置づけられただけありまして、そういった形で農業経営をして、産業として育てていただく。また、就労の場、また、雇用の確保ということで、そういった支援を今後ともお願いしたいと思います。

その中で、先ほど、やはり高付加価値商品ということをおっしゃいましたが、私自身、最近、各地を見て回って、ちょっと危惧をしている一例と、ちょっと残念に思っている一例があ

りますので、ちょっとこれを示させていただいて対応をお聞きしたいと思います。

まず、危惧している点なんですけれども、もち大豆についてでございます。最近、こういった表示がされた商品が市場に出回っております。西播磨産もち大豆夢さよう 100 パーセント使用と表示をした高付加価値、やはりちょっとお高い豆腐というのが、民間の企業のほうから発売されて好評だと聞いております。

最近は、もち大豆に関しても、近隣の市町でも生産量が増加している。また、先日、認定こども園のほうで食育の授業させていただいたんですけれども、そのアドバイザーの方にも、このもち大豆はおいしいよと示されて、どちらなんですかと聞いたら、ええ上郡の農家さんからいただきましたというような返答が返ってきました。

もち大豆に関しましては、旧上月町の時代から官民一体の努力の末に、苦労を重ねてブランドを確立され、今現在も安定した事業として成立をしていると認識しております。

今回、来年度の事業としてもみそ蔵の増築というのも予定されております。

こういった成果を、ここへきて周辺の市町に簡単にそれを利用されるということに関しては、私自身は納得がいきません。町当局として、このブランド力を守り、育てる必要があるかと思いますが、こういったことに対応ができるのかどうかというのを1点。危惧という面でお尋ねしたいというのと。

やはり残念に思っているのは、品目で言いますと、ジャンボピーマンですね。このジャンボピーマンの認知度がやはり低いという点でございます。昨年夏もテレビで放映されるなどして、人気商品ではありますが、やはり販売経路というのが限られております。

お聞きしたところ、現在、15軒の農家さんがつくられているということですが、やはり時期によっては余剰な生産ということで、結果的に廃棄をしているというのが現状だそうです。こういったことは、やはり生産意識の減退、また、生産量であったり、今後の生産者の拡大ということにはつながらない。ちょっと残念な状況かなと思いますので、こういったことへの対応は、どのようなお考えかお示しいただきたいと思います。

議長（石黒永剛君） はい、答弁願います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） まず、もち大豆の関係でございますけれども、来年度6月頃からですか、地理的表示法の絡みが出てきます。そういう意味で、もち大豆のほうを申請を上げたいということで、予算計上もさせていただいております。

それが、一応 25 年程度、25 年以上の伝統というようなことがございますので、採択になるか、ならないかは、これからの課題になるわけなんですけれども、とりあえず、そういうことで近隣との差をつけたいなということは考えております。

あと、ジャンボピーマンにつきましては、農協が事務局を持っておられる部会があるわけなんですけれども、露地栽培だったら、どうしても出荷する時期が重なってくるかと思えます。そういう意味で販路の拡大を、もうちょっとできないかというようなことは、また J A との協議の上、また、当然、J A もこれは、販路の検討をされておるかと思えますけれども、また、検討協議をしたいと思えます。

〔千種君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） ぜひとも、今までの先陣の方々が苦労を重ねてここまでのブランド力をつけられたということで、ぜひとも、そういったことにも取り組んでいただきたいと思います。

そして、先ほど言いましたジャンボピーマンの認知度が低いということですが、よく生産者の方と話をするとと言われるんですけども、食べてもらえば分かるよとおっしゃいます。食べてもらえば分かる。わずか 11 文字なんですけれども、なかなかこれを、行動に起こしてもらうには、難しいというのが現状でございます。

今後、基幹産業として農業を育てていく上においては、やはりさらなるブランド力の育成と同時に、情報発信、また、食べてもらえば分かるよという、食べてもらうという行動を、誰かによって、手伝っていただいでしていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

こういった情報発信でありますとか、売り方、デザイン力、情報発信力というのが、従前から提案をしております新たな働き方であったり、今議会でも何度か名前が出ております地域おこし協力隊、農業に農業生産の作業だけに従事していただくための協力隊ではなく、そういったことを通じて情報発信ができる。ブランド力をつけられる。そういったものを販売に回れるというような、次の世代、新しい価値が創造できるような仕事をこちらのほうから提案をし、協力隊のような制度をうまく活用していくと、今後の農業経営に対しても大きな力となりますし、また、その協力隊、任期が終わった後の定着、定住にもつながるのではないかなというふうに思っております。

先ほど、町長の答弁にもありましたように、やはり農業としての供給の確保と同時に集客、販路の確立という両輪で、ぜひこの佐用町の農業の将来を新たな働き方を創造しながら、こういった人材に協力をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 先日のご質問、山本議員からのご質問で、この協力隊について、いろいろご意見、また、提案もいただけて、私もこれまでのような農業生産直接に農作業というような、作業労力としての協力隊から、また新しい可能性、分野への協力隊、こういうことを募集していくことについては、探していくことについては、そういう方向で考えたいというお話をさせていただきました。

ただ、そういうことを希望する、こちらが望む方が、実際に佐用町に来ていただけるか、探せるかというのが、非常に、なかなか、今の条件の中だけで考えていくと難しいので、それだけだけではなくて、いろんな地域には、また活動されている中には、千種議員もそうですけれども、既にいろんなところで、そういう企画をしたり、発信をしている方もいらっしゃるわけでありまして。そういう方々の、やっぱり情報と、また、力も貸していただくということも必要かというふうに思います。

議長（石黒永剛君） ここでお諮りします。午後 5 時が来ようとしていますが、千種議員の一般質問が終わるまで時間を延長したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議ございませんので、一般質問を続行します。
千種議員、どうぞ。

2番（千種和英君） すいません。長くなりまして。
我々もアンテナ、感度を上げて、そういった人材の確保にも、ぜひ協力したいと思いま
すので、よろしく願いいたします。
それでは、最後の質問にまいらせていただきたいと思います。
ひまわり祭り会場の進入路整備の進捗状況はということでございます。
昨年の9月議会で、ひまわり祭りの今後の取り組みについての質問をさせていただいた、
その答弁の中で、ひまわり畑への進入路の整備等施設面で改良を図る、改善を進めたいと
の答弁がございましたが、その進捗状況をお尋ねしたいと思います。よろしく願いしま
す。

議長（石黒永剛君） 町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 最後のご質問でございます。ひまわり祭り会場の進入路整備につい
てでございますが、今年もひまわり祭り、また、昨年と同じような期間で開催をする予定
で、地域の方々に協力いただき、今、計画を進めておりますので、よろしく願い申し上
げたいと思います。

その中で、畑への進入路が非常に危険なところもありましたので、安全に、また、楽し
く多くの方に会場にお越しただいて見ていただくために、道路の整備を図っているところ
でございます。

あそこの会場、真ん中であって、西側の林崎地区への進入路と、それから東側の東徳久
地区への2カ所ということで、実施をいたしております。

林崎工区は、南光スポーツ公園野球場の外野側トイレ横においての整備中でありまして、
その内容につきましては、幅員4メートル、延長15メートル、コンクリート舗装40
平方メートルほど舗装します。転落防止柵も6メートルほどつけて、安全に来ていただけ
るようにさせていただきます。

東徳久工区は、南光地域福祉センター北側において整備中でありまして、その進入路の
概要は、幅員が約2.5メートルから4メートルほどありまして、延長で77メートル、コ
ンクリート舗装を230平方メートルほどコンクリートで舗装し、また、転落防止柵も75
メートルの転落防止柵を設置をする予定でございます。

現在、コンクリート関連の工事は終わり、あと転落防止柵の設置等、この3月の末には
完成をするということで、工事を進めているところでございますので、今年度の7月から
のひまわり祭りにつきましては、また、皆様のご協力をよろしく願いしたいと思いま
す。

以上で、終わります。

〔千種君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 千種君。

2番（千種和英君） 丁寧な説明ありがとうございます。

今年の夏も天候に恵まれ、多くのお客様が佐用町にお越しいただき、にぎやかなひまわり祭りが開催されること、また、将来的には、そのひまわりの横をS Lが走ることや、今回の進入路の改善や、昨年の適切な情報発信により渋滞が緩和され、トラブルのない事業運営ができるように、また、それが佐用町にとっての大きな経済活動や雇用の創出につながるよう当局に切にお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（石黒永剛君） 千種和英君の発言は終わりました。

これで通告による一般質問は終了しました。

これにて本日の日程は終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了いたします。

次の本会議は明日、13日午前9時30分より再開しますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。どうもご御苦労さまでした。

午後05時04分 散会
